

平成19年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 9月13日（木曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
会期日程の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について	4
議会報告第9号 諸般の報告について	4
報告第3号 町長専決処分の報告について	6
発議第5号 震災復興対策特別委員会設置に関する決議について	6
議案第61号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町税の減免の特例に関する条例制定）	7
議案第62号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町国民健康保険税の減免の特例に関する条例制定）	7
議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について	11
議案第64号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	11
議案第65号 平成18年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	12
議案第66号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第67号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第68号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12
議案第69号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12

議案第70号	平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第71号	平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第72号	平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
議案第73号	平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	13
	決算審査特別委員の選任	18
議案第74号	平成19年度出雲崎町一般会計補正予算(第5号)について	19
議案第75号	平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	19
議案第76号	平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	19
	予算審査特別委員の選任	24
	震災復興対策特別委員会、決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選	25
	選挙管理委員及び補充員の選挙について	25
	散 会	26

第2日 9月19日(水曜日)

議事日程	27	
本日の会議に付した事件	27	
出席議員	28	
欠席議員	28	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	28	
職務のため議場に出席した者の職氏名	28	
開 議	29	
議事日程の報告	29	
一般質問	29	
山 ・ 信 義 君	29	
高 橋 速 円 君	37	
田 辺 雅 巳 君	48	
田 中 元 君	53	
議案第77号	平成19年度出雲崎町一般会計補正予算(第6号)について	60

議案第 7 8 号	平成 1 9 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	6 0
議案第 7 9 号	平成 1 9 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	6 0
議案第 8 0 号	平成 1 9 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	6 0
散 会		6 4

第 3 日 9 月 2 1 日（金曜日）

議事日程		6 5
本日の会議に付した事件		6 6
出席議員		6 7
欠席議員		6 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名		6 7
職務のため議場に出席した者の職氏名		6 7
開 議		6 8
議事日程の報告		6 8
発議第 6 号	新潟県中越沖地震災害からの復興に向けた支援に関する意見書について	6 8
議案第 6 3 号	出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について	6 9
議案第 6 4 号	出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	7 0
議案第 6 5 号	平成 1 8 年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 6 6 号	平成 1 8 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 6 7 号	平成 1 8 年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 6 8 号	平成 1 8 年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 6 9 号	平成 1 8 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 7 0 号	平成 1 8 年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 7 1 号	平成 1 8 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 7 2 号	平成 1 8 年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	7 1
議案第 7 3 号	平成 1 8 年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	

	て	7 1
議案第 7 4 号	平成 1 9 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 5 号）について	7 3
議案第 7 5 号	平成 1 9 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7 3
議案第 7 6 号	平成 1 9 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	7 3
議案第 7 7 号	平成 1 9 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 6 号）について	7 3
議案第 7 8 号	平成 1 9 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	7 3
議案第 7 9 号	平成 1 9 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7 3
議案第 8 0 号	平成 1 9 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	7 3
	議員派遣の件	7 5
	委員会の閉会中継続調査の件	7 6
	閉 会	7 6
	署 名	7 7

平成19年第6回(9月)出雲崎町議会定例会会期日程

(会期 9日間)

期 日	曜 日	会 議 内 容
9月13日	木	本会議第1日目(招集日) 総務文教常任委員会 社会産業常任委員会
14日	金	決算審査特別委員会
15日	土	休 会
16日	日	休 会
17日	月	休 会(敬老の日)
18日	火	休 会(議案審査)
19日	水	本会議第2日目(一般質問) 予算審査特別委員会
20日	木	休 会(議案審査)
21日	金	本会議第3日目(最終日)

第 1 号

(9 月 13 日)

平成19年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成19年9月13日（木曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について
- 第 4 議会報告第9号 諸般の報告について
- 第 5 報告第 3号 町長専決処分の報告について
- 第 6 発議第 5号 震災復興対策特別委員会設置に関する決議について
- 第 7 議案第61号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町税の減免の特例に関する条例制定）
- 第 8 議案第62号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町国民健康保険税の減免の特例に関する条例制定）
- 第 9 議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 第10 議案第64号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第65号 平成18年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第66号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第67号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第14 議案第68号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第69号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第70号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第71号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第72号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第19 議案第73号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第74号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第21 議案第75号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

第 2 2 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

第 2 3 選挙管理委員及び補充員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	高橋速円	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和
代表監査委員	志田忠護

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（南波榮一） ただいまから平成19年第6回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（南波榮一） 議会運営委員長から、9月6日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いします。
-

◎議事日程の報告

- 議長（南波榮一） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（南波榮一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番、中野勝正議員及び7番、高橋速円議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（南波榮一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの9日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの9日間に決定いたしました。

◎議会報告第8号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（南波榮一） 日程第3、議会報告第8号 例月出納検査結果の報告を行います。

例月出納検査結果について、監査委員からお手元に配付いたしましたとおり提出がありました。

◎議会報告第9号 諸般の報告について

- 議長（南波榮一） 日程第4、議会報告第9号 諸般の報告を行います。

初めに、新潟県中越沖地震からの復興に向けた要望活動について報告します。去る8月29日、お

手元に配付してありますとおり、柏崎市議会議長、刈羽村議会議長及び出雲崎町議会議長、3議長連名による要望書を内閣総理大臣ほか関係大臣に提出し、災害復興について要望いたしました。

次に、長岡地域広域行政組合議会について報告します。去る7月26日に7月臨時会が開催され、山崎信義議員とともに出席してまいりました。お手元に配付した報告書のとおり、議長、副議長選挙が行われ、長岡市の五井文雄議員が議長に、小千谷市の吉原正幸議員が副議長に当選されました。

次に、後期高齢者医療広域連合議会について報告します。7月25日に開催された7月定例会の会議結果について、中野勝正議員から報告がありました。

中野勝正議員の発言を許します。

6番、中野勝正議員。

○6番（中野勝正） ありがとうございます。では、新潟県後期高齢者医療広域連合議会報告をさせていただきます。手元に議員の皆さんに配付してあるとおりでございますが、若干補足させていただきます。

議員の皆さんもご存じのとおりでございますが、この制度は75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の障害者を対象とした新たな医療保険制度でございます。その中で、平成19年7月25日午後1時から新潟県自治会館3階301会議室において定例会が開催され、出席しましたので、その報告をさせていただきます。

連合長は新潟市長です。副連合長は聖籠町長、それから議決機関のほうは各市町村から1名ずつ選出しまして、35名の議員となっております。

それから、議員提出議案の内容としましては、議員提出議案の議決の内容3件ありました。それから、連合長提出議案の議決の内容、34件ありました。これもお手元に配付してあるとおりでございます。

それから、選挙なのですが、議長選挙の結果、松原議員、これは新潟市会議員でございます。副議長の方は、弥彦村の石橋村議が当選されました。

以上は、選挙管理委員会委員並びに選挙管理委員会補充員はお手元に配付してあるとおりでございます。

以上、ありがとうございました。

○議長（南波榮一） 次に、議員派遣の結果について報告します。8月29日に実施した川口町への災害復興等に関する調査結果について、日山正雄議員から報告がありました。

日山正雄議員の発言を許します。

8番、日山正雄議員。

○8番（日山正雄） 議員全員で8月の29日に川口町に視察に行つてまいりましたが、その報告につきましては皆さんのところに配付してありますとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

また、なお出雲崎町が今いろいろ取り組んでいることとはちょっと違うようなこともあるよう
ございますが、きょう特別委員会を設置することになっておりますので、その件につきましては今
後特別委員会で練りながら復興に向けて努力したいと、そんなふうに思っていますので、よろしく
お願いいたします。

以上です。

○議長（南波榮一） 以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第3号 町長専決処分の報告について

○議長（南波榮一） 日程第5、報告第3号 町長専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会が指定した事項について、町長において専決処分し
たので、お手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎発議第5号 震災復興対策特別委員会設置に関する決議について

○議長（南波榮一） 日程第6、発議第5号 震災復興対策特別委員会設置に関する決議について議
題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、中川正弘議員。

○議会運営委員長（中川正弘） 今回7月に起こりました中越沖地震において被災された方々に心よ
りまずもってお見舞い申し上げます。3年前の中越地震と違いまして、今回の中越沖地震につい
ては当町に甚大な被害をもたらしました。今ほど説明がありましたように、柏崎町、刈羽村、出雲崎
町の議長からは要望書を提出し、また先般8月には川口町に出雲崎町議会として視察に行ってまい
りました。今後復旧は当然のことではありますが、復興を目指しいろいろな事案を調査研究し、そし
てまた活用するために、地方自治法第110条及び委員会条例第5条により震災復興対策特別委員会を
設置したいとするものでございます。

皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました震災復興対策特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、震災復興対策特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

◎議案第61号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町税の減免の特例に関する条例制定）

議案第62号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町国民健康保険税の減免の特例に関する条例制定）

○議長（南波榮一） 日程第7、議案第61号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町税の減免の特例に関する条例制定）、日程第8、議案第62号 町長専決処分について（「平成19年新潟県中越沖地震」に係る災害被害者に対する出雲崎町国民健康保険税の減免の特例に関する条例制定）、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第61号と議案第62号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

今回の減免特例は、新潟県中越沖地震の発生に伴うもので、8月16日付で専決処分をいたしました。

最初に、議案第61号ですが、町税の減免特例として個人町民税及び固定資産税の減免措置を講ずるものです。

次に、議案第62号ですが、国民健康保険税の減免特例の措置を講ずるもので、半壊以上が対象であることと、減免割合は個人町民税と同様であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたらこれを許します。

町民課長。

○町民課長（徳永孝一） それでは、議案第61号につきまして補足説明をさせていただきます。

第1条は、災害減免の特例を規定しています。

第2条、町民税の減免、第1項ですが、災害により町民税の納税義務者、個人に限るということで、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、当該各号に掲げる率を乗じて得た額を軽減し、または免除するというもので、第1号、第2号も全部ですし、第3号の障害者となった場合は10分の9ということですが。

次に、第2項、町民税の納税義務者のうち、その者の居住する住宅につき災害により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、めくっていただきまして、前年中の合計の所得の金額が1,000万円以下である者に対しては、災害を受けた日以後の納期の末日の到来するものについて、第1号、住宅が半壊または大規模半壊と判定されたとき、表のとおり所得に応じて2分の1、4分の1、8分の1が軽減されるということですが、第2号、住宅が全壊と判定されたとき、表のとおり所得に応じて全部、2分の1、4分の1が軽減または免除されるということですが。

次に、第3条ですが、固定資産税の減免ですが、第1項は損害を受けた土地の減免です。同様に災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、被害面積に応じてそれぞれ全部、10分の8、10分の6、10分の4の軽減または免除となります。

めくっていただきまして、第2項は損害を受けた家屋です。同様に災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、全壊のときは全部ですし、大規模半壊のときは10分の6、半壊のときは10分の4になります。

第3項は償却資産です。同様に災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものについて、家屋と同様に軽減し、または免除することになります。

第4条は、減免の申請ということで、第1項では申請書を町長に提出ということの規定しておりますが、第2項では減免すべき事由があることが明らかであると認められるときは、職権により減免することができることを規定しております。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成19年7月16日から適用するというものであります。

次に、議案第62号につきまして補足説明をさせていただきます。第1条は、災害減免の特例を規定しておりますし、第2条は国民健康保険税の減免ですが、第1項は障害者に該当することとなった場合においては10分の9を軽減するというもので、第2項はその者の居住する住宅につき災害により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、世帯の合計所得金額が1,000万円以下であるも

のに対して、世帯の負担能力を考慮してということですが、当該税額にそれぞれ次のページの当該右欄に掲げる率を乗じて得た額を軽減し、または免除するということで、以下議案第61号でご説明をしました町民税の減免の特例と同じですので、省かせていただきます。

以上です。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） ちょっとお伺いしたいのですが、これページ数が書いていないのですが、まず町民税の減免の件なのですが、4条の2のところの前項の規定にかかわらず町長は町民税等を減免できる事由があることが明らかなきであります、これは本人が理由に基づいて申請すれば、町長が認めたときは減免することができるのかどうか、そこら辺のちょっととりあえずお聞きしたいと思っているのですが。

いいですか。減免の申請するときに、半壊以上というのはこれは上のほうに書いてありますが、それ以外にいわゆる減免の申請ということでここにちょっと載ってはいるのですが、本人が大分被災したということで申請書をまず書いた場合、それで提出した場合、減免することができるのかどうか……基本的には半壊以下、一部損壊以下ということですね、ちょっとお聞きしたい。

○議長（南波榮一） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） 第2項のところ、半壊以上ということが規定されていますので、これでも半壊以上でなければだめだと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） もう一つ。また、一部損壊ということでは一応減免措置はとられていないということなのですが、その辺町長新たに設けることを考えられているのかどうか、もし議会のほうでも要望が出された場合、町長はどのようにお考えなのかちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 罹災をされた皆さんの立場からいたしますと、今のご質問のあるように広くあまねく何らかの措置をしたいというのは、これは心情でございます。しかしながら、こういう罹災された皆さん大変なのですが、やっぱりその中で例えば県の義援金、見舞金の配分にいたしましても私もそこで主張したわけでございますが、やはりこの震災の状況からいたしまして、重点的に最も多く被害を受けられた方々に対するいわゆる救済措置といいたしまししょうか、それなりの対応をすべきということの中で、一部損壊というものにつきましては、今回は配分金については見送られたわけでございます。そのようなことでございますので、この減免措置につきましては、あくまでもここに示してあるそのものを対象にしないと、これを例えば今回の一部損壊も現在のところ1,396世帯と記憶しております。そうなりますと、これは大変な問題が出てこようかと思っておりますので、一部損壊された皆さんも大変だと思うのですが、このものについてはご理解をいただきたい。また、私ど

も今それぞれの世帯を状況見させていただいておりますが、見舞金等々のお話をいたしますと、私たちは一部損壊、全壊、半壊、大規模半壊、困っておられる方があるので、私たちはそこまでの何にも考えておらないというありがたい言葉もいただいております。そのようなことでございますので、やはりこの条例で定めるものに限って減免措置をすべきというふうに考えています。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 前回の中越地震、条例が出ていると思うのですが、これには大規模半壊とか全壊とかそういうふうには書いていないですが、これも多分参考にされたと思うのですが、中越大地震の被災された方々の中で減免された方というのは何人かおられるかと思うのですが、これもやっぱり大きな損害を受けた方だけなのか、それとも建物が若干一部損壊みたいな、今回でいえば一部損壊という形になっていると思うのですが、そこら辺の形で減免されたことがあるのかどうか、そこら辺ちょっと、これで最後にしたいと思っておりますが、お聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町民課長。

○町民課長（徳永孝一） まず、表記の規定の言葉の問題ですが、前回の場合は10分の3ということで、本人が所有する家屋または家財についてという表記でありましたけれども、規定でありましたけれども、今回家屋調査をしておりますし、明快にやっぱり半壊とか全壊とか大規模半壊とかいうことで、また罹災証明のほうもそういう形で出ておりますので、そういう形に規定を変えさせていただいたということです。

それから、もう一点ですが、前回の場合は平成16年の7月の水害の場合もありますし、それから10月のまた地震の場合もありますけれども、町民税については減免はされていなかったと思っておりますし、あくまで半壊が地震の場合7件でしたけれども、7件のうちの固定資産税と国民健康保険税が全部ではなかったと思っておりますが、減免をされておると記憶しております。

以上です。

○議長（南波榮一） ほかにありますか。いいですね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号及び議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号及び議案第62号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号及び議案第62号を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第61号及び議案第62号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第61号及び議案第62号は原案のとおり承認されました。

◎議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について

○議長（南波榮一） 日程第9、議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第63号につきましてご説明を申し上げます。

現在の後期過疎計画につきましては、平成21年度までの時限立法であります過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして計画を進めておりますが、整備区分ごとに新たな項目の追加の場合に、また計画額が区分全体の2割を超える場合、知事への変更協議、議会の議決が必要となっております。

今回、19年度に予算化しておりました下水道地震対策緊急整備計画策定業務が過疎債の対象事業になることになりましたので、生活環境の整備の中に下水道処理施設、公共下水道の事業計画に新規に追加し、実施するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第63号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第64号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第10、議案第64号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第64号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例一部改正につきましては、県の乳幼児医療費助成事業実施要領等の一部改正に伴いまして、文言の修正など所要の条例一部改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） すくすく子育て支援乳児と幼児ということで提出されていますが、これには国の公費負担医療制度によりと、前回は3つの障害者とか、自立支援法とか、何かそういうふうなのがありましたね。それがなぜこれ国の制度というふうになったのか、ただ従来の3つの号ですか、障害者とかそういうの、それについては今まで変更ないのか、新たに何か物ができて全体的にこういうふうな名前にしたのか若干ちょっとお聞きしたいと思っています。

○議長（南波榮一） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、ご質問にお答えを申し上げます。

これ資料の2ページから3ページに新旧対照表がつけてあるわけでございますので、ご確認をしていただければと思いますけれども、ただいま議員さんのほうからご質問がありましたように、第1号から第3号までそれぞれ該当する医療制度の名前が列記されておったわけでございますけれども、これを一括国の公費負担医療制度によりという1つのくくりの中で国、県が改正をしてきたということでございまして、内容的には全く支援する範囲が変わるものではございません。

○議長（南波榮一） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） これで質疑を終わります。

議案第64号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第65号 平成18年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（南波榮一） 日程第11、議案第65号 平成18年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第66号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第67号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第68号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第69号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第70号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第71号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第72号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第73号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第65号から議案第73号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第65号の一般会計決算から説明を申し上げます。平成18年度一般会計予算額は、当初予算31億5,300万円、平成17年度からの繰り越し分9,992万3,000円、その後の9回の予算補正で2億8,540万8,000円を加え、最終予算規模は35億3,833万1,000円となりました。

決算ベースでは、歳入が34億9,955万6,000円、歳出が33億9,785万8,000円となり、歳入歳出差引額は1億169万8,000円となりました。この中には、平成19年度繰越すべき財源として955万7,000円が含まれており、実質収支額は9,214万1,000円の黒字となり、平成19年度に繰越すことといたしました。

歳入決算は、前年度に比べ11億9,938万4,000円、25.5%と大きく減となりました。これについては、平成16年災害に対する復旧が17年度でほぼ完了し、18年度は平年ベースとなったことにより、災害関連の国庫、県支出金が減少したことが主な要因となっています。

歳入の主だったものは、多い順から地方交付税がトップで14億4,101万2,000円であり、歳入総額

に占める割合は41.2%となっています。次いで町税4億739万7,000円、町債2億9,850万円、県支出金2億3,713万7,000円、繰入金2億3,659万4,000円の順となっています。

歳入を自主財源と依存財源に分けてみますと、町税等の自主財源は11億1,831万2,000円で、歳入全体の32%であり、地方交付税、国庫、県支出金等の依存財源は23億8,154万1,000円で、68%と高い割合を占めております。

次に、歳出決算額は前年度に比べ11億5,489万8,000円、25.4%と大きく減となりました。今ほど歳入で申し上げましたとおり、災害復旧費、また災害関連による農林水産業費の減少が主な要因となっています。

歳出の主だったものは、土木費がトップで5億5,471万4,000円、次いで民生費が5億4,767万円、総務費が5億4,016万3,000円となり、この3款で歳出全体の占める割合は48.3%で、2分の1を占めています。次に、公債費の3億5,472万3,000円、教育費の3億4,602万1,000円、商工費の3億912万5,000円、農林水産業費の2億8,710万4,000円、衛生費の1億9,989万9,000円、消防費1億4,710万7,000円の順となっており、18年度は前年度までの災害を中心とした事業執行から抜け出た形で、平年ベースの事業執行に取り組んでまいりました。

歳出決算を性質別で見ました場合、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が10億6,577万9,000円となり、全体の31.4%、3分の1を占めており、前年比では3.1%の減となっています。また、投資的経費では普通建設事業費が4億8,369万4,000円となり、平成17年度に対し22.4%の減、災害復旧費は95.1%の減となっております。

次に、町債の平成18年度末現在高は30億2,965万9,000円であり、前年度に比べ1,135万5,000円の減となっています。また、財政指標の実質公債費比率におきましては、起債の許可制と協議制のボーダーラインは18%が基準となっていますが、本町においては11%であり、前年度に比べ1.8ポイント減少しております。また、県内35市町村中3番目に低い位置にあります。

最後になりますが、行財政のスリム化の推進により、18年度においては2億7,000万円の財政調整基金への積立を行うことができました。しかしながら、国の地方交付税の抑制傾向の中で、普通分については前年比6.5%減、特別分と合わせますと全体で6.1%の減少となっています。今後も厳しい交付税改革が予想される中で、地方を取り巻く状況は大変に厳しいものがあります。また、あわせて本年7月の新潟中越沖地震の復旧、復興への特別な財源需要が必要になっていること、また平成19年度決算から適用となる健全化判断比率としての4指標が財政健全化のバロメーターとして重要視されることから、今後ともスリム化を積極的に推進しながら、基金を有効に活用した中で、重点的、効率的配分に留意し、経常経費の抑制、行政コストの低減を図り、一層の努力をしてまいりたいと考えております。

次に、議案第66号につきましてご説明を申し上げます。国民健康保険の平成18年度加入世帯割合は66.5%、人口割合でも42.6%と、ほぼ前年度と同じ割合となっておりますが、国保の老人保険対

象者の加入率も70.2%と多く、国民健康保険事業は町民の健康を守る上で大きな役割を担っております。

保険税の収納率は、現年度分が98.2%、滞納繰越分と合わせますと95.1%になります。未納者に対する納税相談や分納対策に努め、収納率の向上を図っております。

療養諸費は、前年度に比べ一般被保険者の人数は減少していますが、受診件数、費用額ともに増えております。退職被保険者につきましては、人数、受診件数、費用額ともに増えております。これにより支出額は前年度比1,729万1,000円、5.7%増加をいたしました。また、高額療養費は受診件数こそ増えていますが、費用額は減少しており、老人保健拠出金、介護納付金ともに減少していません。しかしながら、共同事業拠出金におきましては、昨年10月施行の医療制度改革により新たに1件30万円以上の医療費に対しまして保険財政共同安定化事業が創設されることとなります。前年度比2,649万8,000円の増加となっております。

これによりまして、平成18年度決算額は、歳入総額5億6,696万1,000円、歳出総額5億2,202万8,000円、歳入歳出差引額4,493万3,000円の黒字決算となりましたが、この中には平成19年度へ繰越すべき財源として737万円が含まれておりまして、実質収支額は3,756万3,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第67号につきましてご説明を申し上げます。老人医療の状況につきましては、平成18年度の医療対象者は1,283人と、前年度に比べ3.9%減少しております。受診件数は2万4,085件で、1人当たり年間18.8回受診したことになり、受診1件当たりの医療費は3万324円、1人当たりの医療費は56万9,260円となっております。これを前年と比較しますと、医療費の1件当たり、1人当たりも若干減少していますが、特に平成14年10月1日から老人医療の対象となる年齢も段階的に引き上げる改正老人保健法が施行され、対象者の減少ともあわせまして医療諸費が4,686万4,000円、5.9%の減少となりました。

これによりまして、平成18年度決算額は、歳入総額7億6,188万円、歳出総額7億5,931万7,000円、歳入歳出差引額256万3,000円となりました。なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第68号につきましてご説明申し上げます。当町の介護保険事業運営につきましては、介護保険制度施行以来大きな混乱もなく、おおむね順調に推移をしております。平成18年度末の認定者数は338人となり、65歳以上に占める割合は17.3%となりました。また、保険給付費では予定していました保険給付費に対して95.4%の執行率で順調に推移し、保険料の収納率も99.8%となりました。

これによりまして、平成18年度決算は、歳入総額5億6,616万5,000円、歳出総額5億446万1,000円、歳入歳出差引額6,170万4,000円となりましたが、この中には平成19年度へ繰越すべき財源として239万5,000円が含まれており、実質収支額は5,930万9,000円の黒字決算となっております。

次に、議案第69号につきましてご説明を申し上げます。平成18年度は、施設維持管理のほか市内の配水管の布設替工事、川西住宅団地第2期の配水管整備などを実施いたしました。

これによりまして、平成18年度決算額は、歳入総額1億7,381万8,000円、歳出総額1億5,142万8,000円、歳入歳出差引額2,239万円となりました。なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第70号につきましてご説明を申し上げます。平成18年度は、浄化槽の保守点検など施設維持管理を実施いたしました。

これによりまして、平成18年度決算額は、歳入総額1,713万9,000円、歳出総額1,586万8,000円、歳入歳出差引額127万1,000円となりました。翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

次に、議案第71号についてご説明を申し上げます。平成18年度は、3処理区の維持管理のほか川西住宅団地第2期の下水管理設工事を実施いたしました。また、町債の償還に係る費用も主たるものとなっております。

これによりまして、平成18年度決算額は、歳入総額1億6,097万6,000円、歳出総額1億5,455万円、歳入歳出差引額642万6,000円となりました。なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字となっております。

次に、議案第72号につきましてご説明を申し上げます。平成18年度は、施設維持管理を実施いたしました。また、町債の償還に係る費用も主たるものとなっております。これによりまして、平成18年度決算額は歳入総額3億531万5,000円、歳出総額2億9,924万3,000円、歳入歳出差引額607万2,000円となりました。なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となっております。

最後に、議案第73号についてご説明申し上げます。平成18年度は、出雲崎てまり団地の用地を取得し、県内外に大々的なPRを展開しながら分譲を行ったほか、川西住宅団地第2期の分譲に向けた造成工事も実施いたしました。

これによるこの会計の決算額は、歳入総額1億5,294万3,000円、歳出総額1億4,667万6,000円、歳入歳出差引額626万7,000円となっております。なお、翌年度に繰越すべき財源がありませんので、実質収支額も同額の黒字決算となりました。

以上、一般会計並びに8特別会計の決算につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、決算の内容につきましては決算書及び決算審査意見書並びに主要な施策の成果説明書をご覧いただきまして、慎重にご審議の上、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 次に、決算審査について監査委員の発言を許します。

代表監査委員、志田忠護さん。

○代表監査委員（志田忠護） ご苦労さまです。それでは、18年度の出雲崎町決算審査意見書を申し

述べたいと思います。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。第1、出雲崎町一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見。

1、審査の対象。平成18年度出雲崎町一般会計決算、平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計決算、平成18年度出雲崎町老人保健特別会計決算、平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計決算、平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計決算、平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計決算、平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計決算、平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計決算、平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計決算。

2、審査の期間。平成19年8月7日から平成19年8月21日まで。

3、審査の方法。審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に適合し、適正に処理されているかなどの点を関係諸帳簿、証拠書類と照合精査した。なお、審査に際しては関係職員から説明を聴取するとともに、当年度の定期監査並びに例月出納検査の結果を参考とした。

4、審査の結果と意見。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書等は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であると認められた。また、予算の執行等にかかわる事務処理については、おおむね適正に行われているものと認められる。

一般会計の決算規模は、前年度より25%程度縮小しているが、実質単年度収支は2年連続して2億円を超えている黒字となり、財政調整基金に2億7,000万円を積み立てた。厳しい財政環境の中で堅実な財政運営が行われている。経常収支比率は82.9%で、前年度より0.6ポイント上昇した。地方交付税の減額が影響したものと思われるが、人件費は3.2%、公債費は5.6%減少しており、同比率の上昇を抑制している。実質公債費比率は1.8ポイント減少し、11%となった。地方債の発行に際し許可が必要となる18%を下回っており、比較的良好な数値と思われる。

特別会計は、すべての事業会計において実質収支が黒字となっており、健全財政が保持されているものと認められる。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、19年度決算から実質赤字比率等の4つの財政指標が公表されることとなった。町民に対してよりわかりやすい財政情報の開示等が重要となってくることから、早い時期に一定の取り組みをしていくことが必要と思われる。

また、平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震により当町では甚大な被害が発生した。このたびの地震は個人財産や地場産業への被害も大きく、被災者の生活再建に向けた町のきめ細かな支援が重要となってくる。3年前の7月豪雨災害、中越大震災の復旧事業がようやく完了した直後の被害であり、復興に向けての多額の財政需要が懸念される。

町の財政を取り巻く環境は極めて厳しいものがあるが、真に必要な事業への積極的な財源配分を

行い、町民の健康づくりを推進するとともに、安心して住み続けられる町づくりを目指し、町民生活のより一層の向上に努められるよう望むものである。

審査の概要は次に述べるとおりであるということで、65ページまででございます。

引き続きまして、66ページをお開きいただきたいと思います。66ページいきます。第2、出雲崎町基金運用状況審査意見。

1、審査の対象。平成18年度出雲崎町土地開発基金、平成18年度出雲崎町奨学金貸与基金。

2、審査の期間。平成19年8月7日から平成19年8月21日まで。

3、審査の方法。審査に付された各基金の運用状況報告書に基づき、計数の正確性及び運用について関係諸帳簿等を照合精査するとともに、関係職員から説明を聴取して審査した。

4、審査の結果と意見。審査に付された各基金の運用状況報告書は、いずれも計数に誤りはなく、その内容も正確であり、設置の目的に沿い適正に運用されたものと認められる。

審査の概要は次に述べるとおりであると、以下でございます。

以上、ひとつご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

◎決算審査特別委員の選任

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号から議案第73号まで、議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第73号まで議案9件は、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第65号から議案第73号まで議案9件は、決算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎議案第74号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について

議案第75号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第76号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（南波榮一） 日程第20、議案第74号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について、日程第21、議案第75号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第22、議案第76号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、以上議案3件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第74号から第76号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第74号の一般会計から申し上げます。今回の予算補正で歳出のうち主なものは、2款総務費、1項総務管理費でラジオ体操の中止による50周年記念事業費の減額と、2項徴税費において法人町民税の還付の発生に伴う税還付金の追加を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費におきましては、18年度事業の精算に伴う返還金が主なもので、5目老人福祉費では、やすらぎの里が計画していた小規模多機能型居宅介護施設につきまして、中越沖地震でショートステイ棟が大きく被災したことにより、施設内の用途を再配置することから、本事業を取りやめることにしましたための減額であります。

2項児童福祉費につきましては、小木之城保育園の県2歳未満児保育の児童数の増加に伴う保育士の追加、延長保育の事業実施に伴う補助金の追加を計上いたしました。また、出雲崎保育園が急な一時預かり対応のための一時保育事業の実施に伴う補助金の追加を計上いたしました。

3項災害救助費につきましては、応急仮設住宅の駐車場の舗装工事を計上いたしました。

4款衛生費におきましては、中越沖地震で被害を受けた住家のかわりについて町で処分することとし、集積所からの運搬料金、処理料を計上いたしました。また、国庫補助事業により、半壊以上の住家の解体にかかわる収集、運搬、処理料を計上いたしました。

6款農林水産業費につきましては、立石地区の農業用排水路改修補助、農村環境改善センターの地震による被害の修繕料を追加計上いたしました。

7款商工費におきましては、地震関連で赤坂山公園の東屋の解体撤去費の計上、各イベントの中止による補助金、負担金の減額を計上いたしました。また、18年度分の天領の里の収支が確定いたしましたので、基金への積み立てを計上いたしました。

9款消防費におきましては、井鼻地区消防コミュニティ消防センターの修繕工事を、4項防災対策費では応急仮設住宅に防災無線戸別受信機をすべて配備をしましたので、今後のてまり団地の新築予定を含めまして、役場周辺対応の戸別受信機と各消防小屋への戸別受信機の配備のための追加購入、また地震による屋外アンテナに影響が出ている家がかなりになっておりますので、修繕料の追加を計上いたしました。

10款教育費、1項教育総務費におきましては、要保護児童生徒のより時間をかけた対応ということで、対応時間、回数追加に伴う指導報償の追加を計上いたしました。

2項小学校費におきましては、県委託によるスクールガード養成講座開催の関係費を、また北越銀行から図書購入にと小中学校に寄附いただきましたので、各学校に購入費を計上いたしました。また、学校側からの要望により、小中学校に救急蘇生装置、AEDの借上料を計上いたしました。

4項社会教育費におきましては、地震により中央公民館の陶芸窯煙突が壊れたものの修繕料を、また同じく地震により良寛堂の壁全体的に被害を受けたため、その補修工事を計上いたしました。

5項保健体育費におきましては、体育館の屋内消火栓ホース耐圧検査料を計上いたしました。

14款災害復旧費、4項文教施設災害復旧費におきましては、地震により小学校の職員玄関、生徒玄関側溝等が被害を受けましたので、その災害復旧工事を、また町民プールの漏水管の復旧、海岸公民館の駐車場復旧工事を計上いたしました。

また、5項その他公共公用施設等災害復旧費で、県費補助による天領の里関係施設の復旧工事初め、各施設の国庫補助に当てはまらない各施設の復旧費を計上いたしました。

次に、歳入では、これらの歳出補正予算に要する財源として、地方交付税、国庫、県支出金、繰入金、町債等を予算計上いたしました。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1億8,371万7,000円を追加いたしまして、予算総額を38億6,554万5,000円といたしました。

次に、議案第75号につきましてご説明を申し上げます。このたびの予算補正は、平成18年度の退職医療保険給付費分の実績に基づいて精算するもので、歳出では9款1項3目償還金で支払基金への交付金返還分571万1,000円を計上し、歳入では前年度繰越金を追加して計上しております。

これによりまして、歳入歳出それぞれの補正額571万1,000円を追加し、予算総額を5億7,250万6,000円とするものであります。

なお、この補正予算につきましては、9月7日国民健康保険運営協議会を開催し、ご承認をいただいていることを申し添えます。

次に、議案第76号についてご説明を申し上げます。歳出では、平成18年度の給付実績により、7款諸支出金におきまして国庫支出金等過年度分返還金及び一般会計への繰出金をそれぞれ追加計上いたしました。

歳入では、歳出で計上いたしました返還金の財源として前年度繰越金の追加を行い、歳入歳出に

それぞれ3,180万5,000円を追加し、予算総額を5億8,050万5,000円といたしました。

以上、一般会計並びに2特別会計につきましてご説明を申し上げましたが、慎重なる審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、今ほどの関係で補足説明をさせていただきます。

まず、歳出、224ページをお願いいたします。総務費、総務管理費についてでございます。町長の説明のとおりでございますが、ラジオ体操関係費の減額でございます。8月29日、当町が中止した分長岡市で開催されまして、町内からまた議員さん、役場職員、60人弱が出席してまいりました。その関係での減額計上というふうなことでございます。

徴税費につきましては還付金、これは町長の説明のとおりでございます。

続いて、225ページ、民生費につきまして、これも説明のとおり18年度事業精算に伴う返還金が主なものでございますが、老人福祉費の小規模多機能型居宅介護施設整備事業費補助金減、これにつきましても町長の説明のとおりでございますが、関連いたしまして歳入で国庫補助で1,500万円減額となっております。また、残りの一般財源分に社会福祉基金繰入金を1,000万円充当しておりましたので、歳入でやはり1,000万円の基金の減がございます。

続きまして、226ページ、児童福祉費関係でございます。これも今ほどの町長の説明のとおりでございますが、県2歳未満児関係につきましては歳入で県補助金2分の1の計上、また町延長保育関係でも次世代育成支援対策交付金というふうなことで歳入、国庫補助が計上してございます。一時保育促進事業費関係、これも3分の2国庫補助の計上がございます。

続きまして、災害救助費、この応急仮設住宅駐車場舗装工事についてでございますが、2カ所の駐車場になってございますが、約800平米でございます。冬場の除雪等を特に考えまして、アスファルト舗装、表層を行うというふうなことでございます。

次に、227ページ、衛生費についてでございます。塵芥処理費について、災害廃棄物収集運搬料、また災害廃棄物処理料追加、これは単独費でございます。災害ごみの追加分、また除雪センターを借りてかわらの一時収集を行ってございました。これの運搬、あと処理料を計上してございます。続いて、その下の補助分の運搬料、処理料につきましては、これ国庫補助の対象というふうなことで考えておまして、衛生費、歳入50%補助というふうなもので、歳入で国庫補助を計上してございます。次に、応急用ブルーシート処分料、これ通常のごみではちょっと出せないというふうなことで、エコパークでの処分を計上してございます。ブルーシートにつきましては、屋根等被災された方にお配りしてございますが、復旧が進んでいった段階で処理をというふうなことでまたお問い合わせ等が来ておりますので、その部分での処理料の計上というふうなことでございます。

続いて、農地費の立石地区の農業用排水路改修工事、これ出雲崎中学校グラウンド下の農業用の

ものですが、それに対する補助というふうなことでございます。

続きまして、228ページ、改善センター管理費についてでございます。施設修繕料の追加というふうなことでございますが、これもいずれも地震の関係なのですが、西越センターにつきましては灯油燃料タンク、また八手センターにつきましては屋外給排水管の修理というふうなことで計上してございます。

商工費につきましては、各イベント関係の減額は町長の説明のとおりでございます。観光費の一番最後、柏崎地域観光復興推進協議会負担金、既に新聞報道されておりますが、8月27日に柏崎市で協議会が立ち上がってございます。それに対する負担金というふうなことでございます。

天領の里事業運営基金積み立て追加、これは町長の説明のとおりでございます。

続いて、229ページ、消防費でございます。消防施設費、井鼻地区のコミュニティ消防センターの修繕でございますが、今回は実は以前からなのですが、結露によるサッシ回りの腐食が大分進んでおりまして、その部分の修理を中心というふうなことで、若干地震もございますが、割合的にはサッシ回りの関係がやはり多くなっているかなというふうなことで消防費に計上してございます。

防災対策費、これも町長の説明のとおりでございますが、仮設住宅に在庫分すべて戸別受信機を出しているというふうな部分と、てまり団地が住宅が増えてきているというふうな部分と、各消防小屋12ございますが、そこへの配置というふうなことで、全体で40基の追加を計上してございます。

それと、教育費、要保護児童生徒関係は町長の説明のとおりでございます。

続いて、230ページをお願いいたします。小学校費で消耗品、郵便料につきましては、これスクールガード関係の費目でございます。小学校、中学校の緊急蘇生装置は町長の説明のとおりでございます。学校からの要望というふうなことでございます。

あと、教育振興費で小学校費、中学校費にそれぞれ消耗品追加でございますが、これが北越銀行からの寄贈というふうなことで、銀行創業130周年を記念いたしまして、全県下に図書のご贈呈というふうなことで寄附をいただいております。その部分をそれぞれ10万円ずつ小学校、中学校に計上してございます。

続いて、231ページ、社会教育費についてでございますが、公民館費につきましては先ほどの説明のとおり、これは陶芸窯の煙突の施設修繕料の追加でございます。

文化財保護費につきましては、良寛堂の関係の補修でございます。

保健体育費の体育施設につきましては、町長の説明のとおりでございます。

続いて、232ページ、災害復旧費、公立学校施設災害復旧費関係でございますが、小学校の施設災害復旧工事、これにつきましては職員玄関、生徒玄関、あと側溝、あとほなみヶ丘の土どめ擁壁の部分の補修、復旧というふうなことでございます。中学校施設災害復旧工事費の追加につきましては、これ給排水管の漏水修繕というふうなものでございます。

社会教育施設災害復旧費、これにつきましては海岸公民館、これ駐車場の舗装が陥没したものの

復旧、文化・スポーツふれあい広場につきましては給水管の修繕というふうなものの計上でございます。

続いて、その他公共用施設等災害復旧費につきましては、改善センター、これ八手でございすが外構の修繕、天領の里関係につきましては、公園を含めまして全体の施設の中での復旧というふうなことで、舗装の沈下、自動ドア、あと第3駐車場のトイレ等でございますが、これは県の補助がございまして、10分の4県単の補助というふうなことが当てはまっております。消防センター関係の災害復旧工事、これ藤巻でございますが、壁を中心に大きく被災を受けたものの修理というふうな部分でございます。防火水槽関係は、駅前、桂沢、小木の防火水槽で、防火水槽の周辺の陥没というふうな部分で復旧工事分でございます。あと、小木になりますが、消防小屋の災害復旧工事、これ小屋が大分被災を受けましたので、その分土台が下がっておりますので、その復旧というふうなものでございます。

以上が歳出でございまして、220ページ、歳入をお願いいたします。歳入に関係いたしまして歳入の分追加計上したものでございますが、まず10款地方交付税、これは普通分の決定額13億8,839万4,000円を全額計上いたしております。

国庫支出金につきましては、歳出のとおり地域介護・福祉空間整備等交付金減と、これやすらぎの里の小規模多機能型の部分の減額でございます。国庫補助の減額でございます。

民生費国庫補助につきましては、小木之城保育園の関係での延長保育部分、歳出に連動した部分の歳入をのせてございます。

それと、4目の衛生費国庫補助金につきましては、歳出、衛生費での災害の廃棄物での収集、運搬、処理料の2分の1の国庫分を計上してございます。

221ページ、県支出金につきましては、2歳未満児関係の歳出に連動した2分の1の県補助、災害復旧費県補助金につきましては、これは今回の災害ではなくて前回の林道施設災害復旧分のもう既に終わっているもので、補助金のみの受け入れというふうなことでございます。

商工費県補助金につきましては、歳出の天領の里関係での10分の4の補助、県費のものでございます。

委託金の教育費委託金につきましては、これ歳出の小学校費のスクールガード関連の委託金というふうなものでございます。

続いて、222ページ、教育費寄附金につきましては、これ北越銀行からの図書購入寄附金でございます。

19款繰入金につきましては、介護保険特別会計繰入金の追加というふうなこと、基金の繰入金につきましては財源調整のためというふうなことで、財政調整基金から9,600万円の繰り入れを追加してございます。それと、歳出の小規模関係での一般財源分で基金から社会福祉基金から繰り入れておりましたものを1,000万円減額、繰り入れ減というふうなことで計上してございます。

町債関係につきましては、災害復旧費充当分の町債を計上してございます。

あと、同じく町債関係で217ページに戻っていただきまして、地方債補正というようなことで第2表を載せてございます。いずれも災害関係でございますが、追加で新規で3本ございますが、合計で480万円、変更で2件でございますが、変更後のもので440万円のプラスというふうなことで、起債の追加は920万円でございます。

最後のページ、233ページ、調書へのこれは連動しておりまして、調書のほうまたご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算（第5号）の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（南波榮一） 次に、保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤信男） それでは、議案第76号につきまして若干補足説明を申し上げたいと思っております。

229ページ、歳出からご説明を申し上げます。7款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金でございますけれども、これにつきましては国庫支出金、県支出金、それから支払基金交付金について、平成18年度の給付実績に対する法定負担分の超過分を精算するための返還金ということで3,058万3,000円を追加するものでございます。

次に、3項の繰出金につきましても一般会計繰出金ということで、給付実績に対する法定負担の超過分を返還するということで122万2,000円の追加でございます。

これに伴います歳入でございますけれども、228ページになりますけれども、8款繰越金で、これにつきましては前年度繰越金ということで、歳出の中での法定負担超過分の返還金財源ということで3,180万5,000円を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第76号まで、議案3件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号から議案第76号まで議案3件は9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（南波榮一） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により議長を除く9人を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

議案第74号から議案第76号まで議案3件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時43分）

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時44分）

◎震災復興対策特別委員会、決算審査特別委員会、予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（南波榮一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に震災復興対策特別委員会、決算審査特別委員会及び予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありました。

震災復興特別委員会では、委員長に田中政孝議員、副委員長に中川正弘議員が、決算審査特別委員会では、委員長に日山正雄議員、副委員長に小林泰三議員が、予算審査特別委員会では、委員長に中川正弘議員、副委員長に中野勝正議員がそれぞれ互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

◎選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（南波榮一） 日程第23、選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には海野知現さん、佐藤文男さん、内藤喜四郎さん、内藤恒さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が選挙管理委員に当選されました。

続きまして、選挙管理委員補充員には、第1順位、山崎了さん、第2順位、松浦範夫さん、第3順位、田口正男さん、第4順位、渡邊モトさん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま順位を付して議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました方が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎散会の宣告

○議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時53分）

第 2 号

(9 月 19 日)

平成19年第6回(9月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成19年9月19日(水曜日)午前9時30分開議

第1 一般質問

第2 議案第77号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算(第6号)について

第3 議案第78号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)について

第4 議案第79号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

第5 議案第80号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	高橋速円	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（南波榮一） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。ご協力願います。

◎一般質問

○議長（南波榮一） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 山 崎 信 義 君

○議長（南波榮一） 最初に、9番、山崎信義議員。

○9番（山崎信義） おはようございます。私、去る7月16日の午前10時13分発生しました中越沖地震に被災されました住民の生活再建等につきまして、町長の所見を伺いたいと思います。

初めに、ちょっと数字お聞きしますけれども、このたびの地震で当町は特に建物被害が非常に多くて、全壊15棟、半壊119棟、一部損壊1,376棟、合計1,510棟、町全体のおよそ83%の住家の被害があったと報告がありましたが、この数字のまた移動等ありましたらお知らせいただきたいと思いますが、そこでこの被災者の一日も早い生活再建について質問させていただきます。

復興に向けては着実に進行しておりますが、まず質問に先立ちまして、今回被災されました町民の皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思います。今後は、この被災者の生活再建に向けまして地域コミュニティーづくりが大切だと思います。

町長は、7日あるいはそれ以前にもですが、柏崎市長らと内閣府総務省などへ早期復興に向けて国の支援を求める要望書等の活動をされておられました。地震発生以来陣頭指揮をとりながら、国、県、それから関係機関への働きかけ、要請に出向かれまして、大変ご苦労さんであります。今後とも健康には十分留意されまして、復興に向け強いリーダーシップを期待しております。

そこで、この被災者の生活再建について質問いたします。第1点、まず国及び県の被災者生活再建支援制度、それから応急住宅修理制度の被災者支援制度について、いろいろ新聞等々で報道されてきて、何か一部使いにくいとか問題点が指摘されているようでございますが、現状から見て町長として何か問題点があったら提示いただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 山崎議員さんのご質問にお答えしたいと思いますが、まずきのう現在の被害状

況まとまっておりますので、おおむね一致しておりますが、若干ちょっと違っておりますので、改めてまたご記録願いたいと思います。

住家全壊につきましては17棟、大規模半壊16棟、半壊が107棟、合計140棟でございます。さらに、一部損壊につきましては1,378世帯、合計トータル1,515でございます。今おっしゃった83%、1,826世帯の83%、実に多くの皆さんが被害を受けられたわけであります。

まず、ご質問の第1点目でございますが、被災者の生活再建支援法、まさにご指摘のとおりでございます。使途は、解体やあるいはまた家賃、あるいは家財道具の購入等で、住宅の再建に使えない、あるいはまた所得や年齢制限等におきまして非常に制約がございます。さらに、手続も煩瑣を極めておるということで、まずご指摘のように私たちもこれにつきましては、今お話をいただきましたように、国、県に強力に働きかけをしながら、もう少し弾力的に、ひとつこの被災をされた皆さんがいち早くこの災害から立ち直るようというところで共立なる要望もいたしてまいりました。結果、きょうの新潟日報にも出ておるわけでございますし、またこれからの、次の臨時国会等々の召集におきまして、これらの使い勝手の悪い生活者の再建等に弾力的に対応できるような法案もできるやに聞いておるわけでございます。これにつきましては、住宅の購入等につきましても200万円、あるいは補修等についても100万円です。そしてまた、さらに年齢制限あるいは所得制限も500万円が800万円に引き上げられるというような報道がされているわけでございます。

また、対案として、民主党もさらなる金額の上積みというようなことが報道されておりますので、これらにつきましてはちょっと政治が空白できておりますが、間もなく新内閣発足、あるいは国会の召集に伴いまして、法案が提出されるものと期待をし、明るい展望も開いてくるのではないかと、いうふうにも期待もいたしておりますし、さらにこれらが実現するように強力にまたお願いをし、要望活動もしていきたいというふうに思っているわけでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 今町長の申されるとおり、第2案として今国会等でも動いているようでありませぬけれども、それはそれとして、もう一点聞いておきますが、町長、5日に上越市議会が要望書出されたところ。それから、7日にはまた町長等が国に赴かれて要望書を提出されたところでございますが、そのときの国の対応というのは、今結果的に出てきていますけれども、どんなぐあいでしたか、ご紹介いただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、ご指摘のように、まだおやめになりませんが、安倍総理にもお会いをさせていただきましたし、また総務大臣等々にお会いをして、あるいは防災大臣ともお会いをしてまいりましたが、今申し上げましたように、特にまたいろいろと要望いたしたわけでございますが、特に今申し上げました、またご指摘をいただいておりますところの被災者の生活再

建支援法、これを何としても弾力的に、その被災者のためになるような、いわゆる制度にいち早くひとつ改定、あるいはまた執行していただきたいとお願いしたのですが、これはまことに前向きに受けとめていただきましたし、何としてもそれらに対しても対応しなければならないという強い、また力強いお答えも返ってまいりました。

そのような中で、いろいろとご意見がございましたが、何しろこういう法律は内容を変えるということになりますと、国会承認等もあるので若干時間がかかるだろうが、何としてもそれらに対しては前向きに対応してまいりたいという力強い、私たちとしても非常に安心をしながら、また期待をして帰ってまいったというところでございます。

○議長（南波榮一） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 泉田知事もいろいろ途中で発言されまして、前向きに発言がされておりました。その中で地盤災害、今回結構多いわけですけれども、地盤災害は個人では直せない、制度改正も視野に対応が必要であるとずっと述べられておられました。

それから、きょうも日報さんがおられます、8月8日の日報さんの社説でも制度の早急見直し、それから住宅本体への支援金適用に道を開く必要があるということが提言をされております。町としても、これから被災者の復興に対する相談に十分対応してもらっているという声も聞いておりますが、本格的な修理などが進むとちらはらと細かい問題点あるいは疑問も出てくると思います。そういうときに、知事のさきの発言をどのように町長は理解あるいは解釈されておるかお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） この住宅の問題も深刻な問題でございますが、今ご指摘のございました、いわゆる宅地が大変な被害を受けているということも、我が町においても見させていただいておるわけでございますし、そういう皆さんの心中を察しますと、住宅ももちろんでございますが、その基盤となる宅地の被災をされた今後の、いわゆる耐震補強あるいは整備というものに何とかお力添えをしたいというふうに思っているわけでございますが、これにつきましては国といたしまして、特に国交省は崩壊宅地あるいは耐震化に対しまして、今後国の補助あるいは自治体の支援、また一部被災者の皆さんのご負担というものを掲げながら進めてまいりたいというような報道をされているのですが、これにつきましては非常にこれまた制約事項がございまして、いわゆる盛り土面積等々が3,000平方メートル以上であると、そこにある住宅は10戸以上なければならないというような、非常にまた制約もあるわけでございます。

また、実際には国が2分の1あるいは他の、例えば自治体が補助いたしましても、少なくとも被災をされた皆さんが2割程度の負担をしなければならないという現実があるわけでございますので、非常にこれも私は厳しいというふうに思っています。

ただ、今山崎議員さんがおっしゃったように、知事もこれについては前向きに考えたいというこ

とですが、皆さんも、またこの後にご質問にもあるわけですが、復興基金がどのような形になるのかということで皆さんも非常に注目をされておったわけですが、きょうの新聞報道によりますと、復興基金につきましては1,600億円、しかもその用途については、いわゆる住宅関連あるいは宅地関連にも対応していきたいというような知事のお考えもあるようでございますので、この後の質問でも出てまいるわけではありますが、私たちもできるだけこの復興基金、この中で国の制度で補い切れないものをカバーしていかなければならぬというふうに考えておるわけですので、また皆さんからもお力添えいただきながら知事等にもお願いをし、被災した皆さんのお気持ちをまたお聞きしながら前向きに取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（南波榮一） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 2割負担とか、いろいろ細かい負担等々が出てくるわけですが、県もいろいろ支援をやるようでありまして、特に金融機関も無利子とか、あるいは低利、そういうことで制度を利用するよにということによってやっております。

そこで、余りそっぴりやっていますと先進みませんので、次の段階のと重なりますけれども、この支援制度で対象外となる一部損壊、議会でもいろいろお話し申し上げておりますが、国の被災者生活再建支援制度で支給対象外となるわけですが、その上に県のまた義援金も受けられないというダブルパンチみたいな感じがあるわけです。一部損壊というのは幅が広くて、これもたびたびお話し申し上げておりますが、私はそれは15点以上といたしますか、その近辺もちょっと考慮していかなければならぬのかなということで、これからまた議会としても特別委員会立ち上げてありますので、検討もさせていただきたいと思いますが、今後当然それがまた問題になってくると思っていますので、今のところの判断でいいのですが、町長はこの辺のいろんな不服が出てくるだろうと想定される部分について、一部損壊です、このところをどうお考えになっておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましても、私も県の義援金配分委員の一員として出席いたしました。そのときに、私はやはり一部損壊の皆さんに対しても、前回3年前には配分がなされたわけですが、それらについても私は配慮すべきだと、強行というか、強く主張申し上げたわけですが、何しろ3年前の、いわゆる大地震と今回の中越沖地震、どうでしょうか、きょうの新聞に出ておりましたが、あの当時の災害、その感覚と、今の災害については非常に風化しつつあると。現に3年前におきましては、義援金360億円基金が集まったわけですが、私たちが出席した段階では44億円でしたが、きょうでしたか、きのうの新聞を見ておると、約50億円集まったようでございます。これ以上なかなか厳しいのではないかなというようなことを考えながら、配分への多数の皆さんのご意見は、やはり集まっている金も原資も少ないのだから、今回は全壊、半壊に絞って、重点的に限られた義援金を差し上げることが妥当だろうという結論になったわけですが、

ます。

それを受けまして町といたしましては、一部損壊と申し上げましても、非常にそれを修復するには物すごい金がかかるのです。そういう意味で、何とか私たちもそれに対応したいということで、町としての義援金配分委員会が開かれるわけですが、義援金等も集まっております。また、見舞金も集まっております。いわゆる義援金につきましては、当然罹災をされた方々に配分いたしましたわけですが、今回は義援金の一部もその一部損壊をされた皆様方にも差し上げるべきではないかというふうに考えております。これは、一般会計からの持ち出しということになるわけですが、町といたしましては、今トータルで3,300万円程度集まっているのですが、それらを一歩損壊の皆さんにも些少ではあろうとも、頑張っていたきたいというようなことで配分をすべきではないかと考えておりますが、これは配分委員には議会代表する議長さんも入っておりますし、また皆さんのご意見もあると思いますが、決定されることと思いますが、私としてはそういう面に対しても差し上げるべきではないかと考えております。

○議長（南波榮一） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 今のダブリますけれども、今後の町の独自の支援策ということで次の問題に入りますが、地域を守るために今のお話ではございませんが、自らの安全、安心を考えながら復興に前進をしていかなければならぬというふうに思います。そのためにかかる経費が問題となって、いろいろ個人的に不平、不満等が出てくるのだらうというふうに思います。自ら調達できる人はいいとしても、特にこの町は高齢者が非常に多いわけですので、高齢化が進む当町においては、被災者が一日も早く我が家の再建をするためには、現行制度も先ほど言いましたとおり要件がございますので、利用しづらいのだということで、国、県の制度の見直しが進んでおるということでございますが、町としては既に住宅解体の廃棄物の収集運搬、それからその処分、それから片づけごみの収集運搬、処分、それから町税等の納期限の延長とか減免、それから納税の猶予、その他医療費の一部負担金の減免など、あるいは心のケアも含めいろいろの施策をも非常に精力的に進めておられます。これだけでは十分ではなかろうと私も思いますし、おとついで、私仮設住宅を訪ねまして、昼間でしたので全部はおられませんでしたが、おられた方にいろんな話を聞いてまいりました。

そういう中で、ちょっと紹介していきますが、非常に町の対応に感謝しているというのが大半です。それだけ町長、リーダーシップとして一生懸命やってこられた成果だと思いますけれども、その中でもいろいろありますが、それはこれから担当課にまた話をしていきたいと思っておりますけれども、今申し上げました町の5項目の実施している以外で、今何か検討しているようなことがあったら、きょう傍聴者がおられますので、ご紹介いただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 今ご発言のありましたように、住宅の損壊を受けた解体あるいは分別収集、処

理ということにつきましては、当町は他の町村に比較しますと、まず一步先んじているかなと思っておりますし、それは当然そういうことで進めてまいりたい。あるいは先ほどご質問出ました宅地関係につきましても、議会の皆さんのご理解をいただきまして、3割引きでひとつ皆さんに提供しようということをお話を申し上げましたところ、非常に皆さんからぜひひとつお願いしたいということで申し込みがございました。もう既にてまり団地も残りも7区画、あるいは第2団地ももう3区画しか残っていない。今改めて町外の皆さんにお呼びかけしておりますので、間もなくこの宅地も完売といいましょうか、もう埋まるのではないかというふうに考えています。それらの支援を考えますと、トータル的には約2,700万円ぐらい皆さん方に何とかご利用いただいておりますと、いわゆる補助金の額ですが、1世帯にいたしますと約120万円近い助成になるかというふうに思っています。

さらに、今ご指摘にございましたような、例えば今仮設住宅にお入りの中に高齢者であり、将来的になかなか展望が開けないというような皆さんもございますので、その辺の皆さんのご意向も今確かめておりますが、何としても被災者住宅等々の配慮ができないかという要望がございますので、もう既に県とその打ち合わせに入っておりますし、さらに公営住宅等々の建設も急がなければならない状況に入っております。これも議会の皆さんのご理解とご協力をいただかなければならないこととございますが、これは何としても進めてまいりたい。そんなようなことで、県と既に打ち合わせに入っておりますし、そういうことでできるだけそういう困っている皆様方の便宜を図って、将来的にも災害を受けたがよかった、よかったのではなくて、何とか見通しが立ったと言われるような、一日も早い一つの現状に戻っていただきたいというようなことで努力もいたしておるということとございます。

非常に町も財源的にも大変厳しい中でございますが、これは私、やっぱり常に思っております。私も今この被災状況がまとまりましたので、全世帯の皆さんにお会いしながらいろいろご意見を承っております。非常に切実な、貴重なご意見も承っておりますので、記録しながら書いて、直ちに職員の皆さんにお願いをして、速やかな対応と方向づけをしようということの前向きに取り組んでまいっております。そのようなことで、お金だけではない被災者の立場に立って全力をやっぱり傾注することが、この災害復旧に当たる大きな基本ではないかというふうに考えております。そのようにまたご理解いただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 基本的には当然そのとおりなので、被災者の立場に立って物事対応しなければならぬということで、これはくれぐれもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、仮設の今の公営住宅の検討とお話しされましたけれども、柏崎市でも今考えられておりますね、あそこは数も違いますけれども、旧市内と、それから西山町に1カ所つくりたいということで市長は話されたそうでございますが、当町においても今お話しのとおり、高齢者が多いわけでございますので、これから十分仮設住宅以外でもそういう希望者があると思ひますので、十分お

調べをいただいて早目に対処していただきたいと、まずそれ思います。

それから、先ほどの一部損壊の関係でも、町長、町費を出費するという事で前向きに検討されておりますが、川口町でも先般、同じようにそういう経験をされております。当然心の通った行政をやるということでの判断だと思えますけれども、ぜひ財政状況もそういう面では県下3番目でございますので、自信持って、この際は大いに消費していただきたいというふうに思います。

その点は、それでいいといたしまして、復興基金の方に触れたかったのですが、この後も高橋議員が触れるようでございますので、県の方も何かこの議会で提出されて、ようやく進むということでございます。これから細かい部分で話が出てくると思いますが、それはそれとして今後に譲りたいと思います。

それで、先ほどの仮設住宅でのお話をちょっとご披露申し上げておきますが、今問題は、前から指摘されているのは結露とか暑過ぎるとかありました。それから、ふろにおいてはシャワーしか使えないという、問題は、今指摘されたのは、冬場、これからシャワーではどうにもならぬと、何とか考えてほしいなということで、1点このことは課長にもお願いしたいのですが、ふれあいの里の風呂、これは毎日でなくていいのですが、時間延長で対処してもらえないかという希望がございましたので、お伝え申し上げます。できるだけ実現していただけたらと思うのですが、それともう一つは、自転車小屋、設置されておりますが、高齢の方は、私はいっぱいになっているのでちょっと出しにくいと思うから遠慮していると、できたらもう少しないのかなということをお願いしておりました。広場はありますので、できたらその辺の配慮等、細かいところこれから進んでいただければというふうに思います。その辺どうですか、町長。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほど申し上げましたし、山崎議員さんもおっしゃっているのですが、まさにそういうきめ細やかな、大きいことがすべてではないです。やっぱり生活をしている人たちがどのような思いで問題点を抱えているのかということとしっかりと把握をしながら、できるだけ対応をするということが大切だと思うのです。例えばご覧になっているように、干し物を干す場所があるわけですが、全く外から見れば丸見えだと。これは、私たちの方で直ちに、これでは皆さんが困るだろうというので、お金もかかっているのですが、何としても利便性を図ってやろうということで直ちに対応しておりますし、また議会にもお願いをしまして、舗装等につきましても、これからの冬場いろんなことについても対応したい。あるいはまた自転車小屋につきましても、町も用地を確保して進めてまいっておるといようなことで、今自転車を置くに非常に手狭だということを私ちょっと初めてお聞きしたのですが、その辺も把握をしながら対応してまいりたい。

ふれあいの里の風呂は、私はやっぱりぜひひとつご利用いただいた方がいいのではないかとこのように思っていますので、また内部的に検討いたしまして、どのようなご要望があるのかまたお聞かせを願って、的確に対応していくべきではないかと私は思っております。

○議長（南波榮一） 9番、山崎議員。

○9番（山崎信義） 十分希望等を聞いて、100%実現しろとは言いませんけれども、できるものはやっってください、お願いします。

最後、提示しておきました耐震の問題ですけれども、これは今回災害に強いまちづくりも、いろいろ町長も話もされておりますが、それに対処するためにぜひ検討いただきたいと思うのですが、住宅を今新しく建てられるという希望の方と、それから修復するという中で、耐震を考えられてやっておられる方、少ないのでございますけれども、私今回の地盤調査です、宅地調査同行したときにそういう話もされて、地盤改良も大事なので、一番基礎が大事だからそこをきちんとしてもらいたいのですが、それを考えないでまた建てられると、次の、来ては悪いのですけれども、次のときまた大変なことになるなというふうに心配しているのですが、ぜひ建てるなら耐震を進めるような施策、これから新しい基金の関係もありますが、そういうものを取り入れてやるところには、少し補助と言えは悪いのですけれども、そういうものを考えられるのかなというふうなこと、町長どうでしょうか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 耐震関係につきましては、建築基準法も大きく変わりました、もうこれに対する補助するとか、日山議員さんも専門家ですが、これに対して補助するとかどうかではなくて、震度7に耐え得る、そういう設計は当然やらなければならぬということ、業者側もそれは心得ているわけでございますので、それに対するお金も若干かかっておりますが、今は当然業者は10年の瑕疵を問われるということも、保証期間がございますし、当然やはりこの大地震等々に遭遇しているわけでございますので、それに対する補助するとか、今の現行の住宅をどうするこうするというのは、これまた別なのですが、これから新しく建てる方々は、もう既にその建築基準法の中において、いわゆるそのものをやらなければならないと、金具の関係から筋交いから、間取り、壁の面積とかいろいろあるわけでございますので、まずこれは私たちがどうこう指導しなくても、もう業者側がそれに対応するというようになっております。

そのような中、新しく建てる人たちに対して町としてどうすると。そういうものの基準をしっかりと守って、震度7に耐え得る住宅を建てなければ許可にならないわけですから、そういうことで対応してまいらなければならない。あるいは例えば既設のもう既に建っている建物の耐震関係をどうするかということになってまいりますと、これらは例えば横浜市等は1戸当たりある程度の補助をしているようでございますが、他では余り見られないわけでございますが、それらも耐震なり、そういうものに対応することになりますと相当のお金もかかるわけですから、果たしてそういうものに対する皆様方が積極的に、そういう制度はあってもなかなか、国がいろいろ制度つくっても、本当にやらなければならないうちの10分の1程度しか手をかけていない、いわゆるそこに金、財政、家計の問題もございまして、つきまとうわけでございますので、できるだけ私も今回ながら申し

上げている、そういう復興、例えば損害を受けたと。これについては、人のこと言えないのですが、私のうちもそうですが、余り間取りを大きくしないで、12間の入り口は6尺にして、6尺のところに柱をしっかりと立てて、筋交い入れて、壁を入れて、地震に備えた方が、見てくれではないですよと、そうされた方がいいですよと私は申し上げている。これは、そんなにお金かけなくてもできるのです。ああいう時代はもう終わったのです、地震、安全、安心を確保するためには、まずやっぱり持ち家、自分、皆さんから前向きにひとつ考えていただきたいなと思っていますし、またその辺の必要性等々も、今いろいろとまた要望なりアンケートもとるわけですが、そういう中で対応できるものは対応してまいらなければならぬというふうに思っているわけでございますので、またいろいろご意見も伺わせていただきたいと思っております。

○議長（南波榮一） 9番、山崎議員。時間来ていますので、簡潔に。

○9番（山崎信義） 時間ですので最後です。今そのとおりなのですが、今回のときの地震の被害の状況等々、研修学会等で調査ありましたね、これ柏崎市なのですが、数字出ていますけれども、言えませんけれども、1階の崩壊型が約3割を占めているということで、うちだと駅前の商店関係、店舗などの大きな間口のところはやられやすいということで警告を発せられておりますけれども、今の一般家庭でもそうですが、耐震の壁とか筋交いとか、そういうものはなかなか入っておらない、基礎の補強もできていないというのが指摘されております。

今後またこれが問題になってくると思いますが、その辺等々も考えながら、今後町民の団結と、それから役場、町長を初め、職員の皆さん方のたゆまない努力が必要だと思えます。超過勤務で大変だと思えますけれども、また十分体に注意されまして、英知を結集して災害克服に最後の努力をしていただきたいというふうに思いまして、質問を終わります。ありがとうございました。

◇ 高橋速円君

○議長（南波榮一） 次に、7番、高橋速円議員。

○7番（高橋速円） 質問させていただく前に、このたびの中越沖地震で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げる次第であります。そして、今通告にございますが、今回2点質問させていただきます。一つは、中越沖地震の町独自の支援策ということでありますが、これは質問というよりも、私は提案という形で申し上げたいと思っております。もう一つ、2点目は、今後の出雲崎ということで、去る6月の定例会でお尋ねをいたしました、そのいわゆる延長線というか、ということでもう少しお尋ねをしたいというふうに思います。

それで、今山・議員の方で、生活再建ということで質問があったわけでありまして、私は、かねてからというか、この地震が発生して以来、何かの折には三つの点を提案というか発言してまいりました。一つ目は、町の住宅団地は思い切って割り引いて何とかした方がいいということで、これは果敢に取り上げていって成果が出たということで大変喜んでおりますが、二つ目は、耐震補強、耐

震診断、これについては今山・議員の方でも触れておられますが、これを何とか事業化できないかというのが2点目です。

3点目は、共済制度を何とか、これは県レベルで取り上げていただくべく、町長、首長として強く県に進言を私はずべきだというふうに思うのです。共済制度のことを先にちょっと申し上げます。一番端的にわかりやすいのは、今私たち出雲崎町の中では交通災害共済ですか、1口500円ということとなっておりますが、これをいわゆる自然災害に全部当てはめるということの住宅版ということなのです、私が言いたい提案は。これは、兵庫県で17年から実は始めております。フェニックス共済という言い方をしておりますが、兵庫県住宅再建共済制度ということで、これは1件5,000円なのです、5,000円、1件が。そして、今10万口を集めたというふうに私のデータではとなっておりますが、とにかく5,000円の負担金で、給付金については住宅にとにかく限るのですが、とにかく今までのいわゆる損保、保険関係の制度は全部財産の補てんを補うというのが大前提ですよ。ですけれども、この共済、兵庫県のは被災後の住宅の再建を支援すると、住宅再建を支援するという制度なのです。これがあらゆる自然災害を対象とするということで、暴風、暴雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等々というふうにありますけれども、この共済制度というもののメリットは大変あるのですが、ただこう災害がいろいろございますと、県においては下手するとパンクするのではないかという懸念は当然あると思います。あると思いますが、これはぜひとも知事に、あるいは県に出雲崎町長として被災地の生の声をこういう形で今後つなげてほしいという形で、ぜひぜひ提案をしたらいかなものかというふうに私は思うのであります。

フェニックス共済の宣伝するわけではありませぬので、これを交通災害共済に当てはめますと、町長、たしか議長されましたね、この総合事務組合でしたか、これが全部所管になっているわけです。そこはうまく県に言って、これを本当に検討しろと言うべきなのです、これは。災害に強いまちづくりということでいくなれば、5,000円の負担で、これが兵庫県の場合は600万円、全壊の場合600万円出しますよと。半壊とか何かだと、例えば50万円とか100万円とかいろいろな段階があるのですが、これは事務方の方で調べていただくことにいたしまして、それが新潟県の場合は600万円までいかぬけれども、5,000円の負担金で300万円も、とにかく得て勝手、ぐちゃぐちゃ言わないで出しますよという形の方が、はるかに私は被災した住民としては大変助かると私は思うのです。ですから、これはぜひぜひご検討いただけないかということで、余りこればかりに触れますと時間がなくなりますので、この共済制度に対してぜひ長としての、首長としての進言を頼みたいということが2点目。

三つ目は、耐震補強なのですが、耐震補強で問題は、静岡県の御前崎市というところの例をちょっと引かせていただきますが、耐震の診断をして、とにかく1.0になるように、0.3ポイント上げるところに応援しますということなのです。ですから、そうするとこの事業の中身は、耐震診断をして、そして耐震補強をするというこの二段構えなのですが、この1.0に最低限はかさ上げしてくれ、

皆さんのおたくをとにかく補強してくださいと。というのは、まず現実おたくがどういう状態かというのをまず調べてもらうということで、そこからスタートなのですが、そういうことでの調査費と、それから補強費等々、とにかくそういうものをこの際真剣に私は考えるべきだと。

前回の全員協議会のときにも若干これは申し上げておりますが、出雲崎町においては、海岸地区では街並の事業化がなされているわけです。ですけれども、はっきり言って非常に木造住宅の、いわゆる年数がたっているわけですから、非常にこれは全国、東京都とか大都市も全国的に同じ条件なのですが、街並のこのものを保存するという観点からも、出雲崎という町をいわゆる耐震に関することで支援策を何とか講ずるべきだというのが私の三つ目の提案ということになるわけでありませう。この住宅の耐震化というのは、地盤改良も含めまして、これは今の被災された皆さんへ公のお金を生活支援、例の先ほどの生活者支援法案のこののでも使いにくい部分がいっぱいあるわけです。これのところが欠けているところに手を差し伸べると、公の金を町として独自に。

私は、被災された皆さん方が、何とかこれならばおらここでもう一回うちを建てようと、先祖伝来の場所にもう一回建てたいというときに、そこに再建される方は地盤改良で、例えば上限幾らとか、1平米当たり幾ら、そして基礎工事に関してはこういうふうな施策をしてくださいと、鉄筋必ず入れるとか、必ず入るのですが、それをこうしてくださいというふうな形の条件を全部設けて、そして耐震補強の金具等も使うということの、そういうところの応援をしてあげるとというのが、公費をただばらまくということではなくて、具体的な形で支援するというのが私は検討していただきたい提案の骨子なのであります。

時間もないのでもう一つ、あと3点ばかり申し上げますが、被災者への利子補給あるいは返済期間の延長とか、あるいは二重ローン等の借金等が目の前に振りかぶってくるということの問題とか、いろいろな問題がもう被災者の皆さんには重なってきているわけですから、その辺を鋭意町民の側に立った、被災された方に立った目線に対応していただきたいと思いますが、大変長くなって申しわけないのですが、とにかく一応私が申し上げた共済制度と耐震補強に関して、まず町長の所見を伺いたいのですが、いかがでしょう。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 兵庫県のフェニックス制度、保険についてです。その制度の内容につきましては、またよくお聞かせをいただきながら、進言すべきものは進言していかなければならぬというふうに思っているわけですが、きょうの新聞でしたか、今回の中越沖地震におきましての保険金の支払いは、過去5番目に多かったと言われております。1番目は、きっと3年前の中越大地震だったと思うのですが、しかしこの10月1日に自然災害を含めた保険料の改定がされるわけですが、新潟県は、さらにこういう災害を受けているのですが、保険料が下がるという報道がされています。これによって、自然災害を含めた保険に加入する人がさらに増えるであろうと、たしかきょうの新聞だったと思います、報道されておるわけですので、その辺もいろいろの

制度もございますが、参考にしなければならぬかなと思っております。

さらに、県民共済の新型火災保険も、これは火災保険でございますが、半壊以上の世帯には300万円が支給されるというような県民共済保険でございます。新型保険でございますが、これらもやっぱり私は町民の皆さんからも参考にさせていただきたいと思っております。

また、JAの共済、これも仄聞いたしますに、出雲崎町だけで10億円も保険金が支払われるというようなお話を承っております。これも私も若干入っているのですが、入っていて、これはやっぱり有利な保険だなと思っております。例えば補償金が500万円、満期金が100万円です。これを掛金が3万3,000円です、1,000万円に対して。補償額も500万円です、満期100万円、3万3,000円です。そうすると、10%の被害を受けますと、25万円保険金が出るのです。そうすると約8年分の保険金が出る。全壊に至りますと250万円出るわけです。そうすると、100万円ですから、この保険金は20年分の掛金をしないで、250万円出るのです。補償が500万円です、非常に有利な保険です。

だから、今おっしゃるフェニックス保険も大変いい制度だと思いますので、今申し上げましたような、要するに最後は県で進めるそういう交通共済です、それと同じような内容を持った制度的なものがつくれるのかどうか。5,000円でしたか、そうすると年間、交通共済100円でしたか、そんなことで……

〔「年間500円」の声あり〕

○町長（小林則幸） 年間500円、失礼しました。非常に経費も少なく、災害になったときには有利になるわけでございますが、これらのうちいろいろの制度があるわけです。今の兵庫県のフェニックス制度を含めた災害保険、これらもまた内容をよくお聞かせをいただいて、やはり制度的に設けるものは設けて、やっぱり対応した方がいいと私は思っています。

さらに、やっぱりこういう災害に遭いますと、この後の耐震関係にも言及させていただくわけですが、やっぱりこれは「転ばぬ先のつえ」です。保険にしてもそうです、耐震関係についてもそうです。これは、一たん災害が起きたら、私は国、県へ行って常に申し上げることは、例えば今私は全国の治水砂防協会の副会長をしておりますが、常に私は申し上げる、国に対してです。要するに災害が起きて、それを復旧する。これに対しては物すごいお金がかかる、しかも尊い人命、尊い住宅などの損壊がある。これを県地域にいち早く予防措置をしておいたらどうなるのか。非常に少ない金で、しかもいわゆる国民の生命、財産を保全する、これが一番いいのではないですか。災害が起きてから対応する、これほどお金がかかって損害が大きくなる、こういうことは許されるべきものではない。いわゆる予防措置というものに対して力を入れるべきであると、私はもう常に主張しておる。

これは、今高橋議員さんがおっしゃるように、こういう事態に遭遇いたしますと、確かに町もそうですが、それぞれの個々の皆さんもそういう災害に遭う前にやっぱり自分のうちの診断をしながらどうあるべきか、そういうものに対して町がどう対応していくのか。しかも、そう言うては失礼

ですが、やっぱり今回の地震も案外築後の年数がたったうちがやられているのです。だからそういううちを補強するにもなかなか大変なわけですから、そういう面も勘案をしながら、やっぱりおっしゃるような状況の中で、町民、住民の皆さんがどのようなお考えでおられるのか。この地震を体験してどういう今後の対応をされようとしておられるのか、その辺の意向もくみ取りながら、そこにおいて町としてどういうまた所作をすべきか。やはりこれは進めるべきものはやっぱり私は転ばぬ先のつえ、ぜひこの地震を契機にお互いの家の診断をして、できるだけ対応できること、そんなにお金をかけなくてもできるのです。私は回っていきますと、いわゆる筋交いとか言われる三角のものが入っている。それでも早く対応してもらいましたねと。いやいや、この地震が起きて、ムサシ行って買って来てつけましたと、いいことですねと。そんなにお金かからぬと思いますよ。いち早く対応しているということは、今後に備えての対応と、そういうものはやっぱり必要ではないかなというふうに思っておるわけでありませう。

さらに、おっしゃるようにダブルパンチで、前回3年前に災害を受けて、今回また受けておられる方、世の中にたくさんございます。そういう皆さんに対する、いわゆるどういう救済制度があるのか。これは、若干国の制度でもございますし、あるいはお金を借りて、やっぱり借りればお返ししなければならぬということもございますので、そういうローンの問題がございます。これらを私は、今回創設されますところの復興基金1,600億円、その中で私は強く要望していきたい。これは、この後また議員さんからご質問あるわけですが、復興基金は行政がああやれこうやれではないのです。やっぱり住民の皆さんが何を必要とするのか、その要望をまとめながら上げるというのが原則なのですが、当然そういう要望も出てこようと思っておりますので、そういうものにできるだけ町の財政だけはというのではなくて、そういう復興基金、許される範囲内で柔軟に対応して、今後の災害に備えるべきだと私は今後承知いただきたいと思っております。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） 復興基金のメニューに関するお尋ねをいたします。

今町長の発言にあるように、町民の方の声を聞くべきだということですが、この間の川口町議会でも研修しておりますが、やはり町民の皆さん、特に被災者の皆さんに、ある意味でのアンケートというか、生の声を尋ねて、それを吸い上げるという形でメニューづくりというものは一助にすべきではないかなと。また、それはこういうものが上がったということは町民の方に開示すると、見せるという形で、そしてよりいい内容のメニューを作成するというふうにしていきたいのですが、そのメニューづくりの中に次の三つを私は特に申し上げたいのです。

一つは、いろいろないわゆる支援策がいっぱいあるのですが、要するに簡単に言えば借金をして再建をする、あるいは店の再建をする、事業の再建をする、あるいはお宅の再建をするというのはあるのですけれども、ほとんどがみんな利子補給なのです。その利子補給も10年という形が大体の、猶予期間はあるとしても10年です。これは、この基金の性格からいって仕方がないということなの

ですが、これ10年で元金から何から利子補給されても、なかなかこれは実際問題ちゅうちょすると思うのです。ですから、そうするとそれを15とかという形で、もうちょっとそのスパンを広げてもらう形をどうしたらかなうのか。仄聞すると、能登の方は5年だとか、何かもっと厳しいことを国の方で出したものだから、新潟の方もどうも何かもっと短いというふうなこともちょっと仄聞しているのですが、非常にこれは憂慮すべき内容で、ですから我々はメニューに対する過大な期待を余り持てないのかなという、私は非常に心配をしておりますが、とにかく利子補給以外の返済期間の延長を何とかこれはかなえられないかというのが一つ目、この辺についてまず町長、どうですか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） この問題につきましても、きょうの新聞報道にもございますが、確かに能登沖における地震におけるこの復興基金、非常に使い勝手が悪いということでいろいろ問題があるようございます。特にこの制度につきましては、農業とかいろいろな面につきましては、例えば被災をいたしますと高率な補助、そのものの中でそういう受益者が、皆さんの負担が少なくて済むのですが、おっしゃるように商店街とか、そういうところは全くそういう制度がないのです、利子補給程度で。その辺が非常に大きな問題だと思うのですが、今回は知事の考え方が述べてございますが、基金です、被災をした店舗、住宅への支援なども含めながら、商店街や中心街の、そういう商店街の中心地をより活性化していかなければならぬ。これを私は当然ではなくて、ぜひやってもらいたいと思うのです。

だからせつかくの基金ですから、先回の中越大地震の復興基金もまだ相当使っておらない部分があるやに聞いております。せつかく1,600億円の基金を創設するのですから、それをもっておっしゃるように困っている人たち、困っているたつただお金が困るのではないです、いわゆる生活に対して、将来に対して意欲をわかしていただく、そのことが地域の活性化あるいは県政の発展につながると思いますので、おっしゃるように、今おっしゃった、いわゆる日の当たらない部分に対して積極的にこの復興基金、110%活用すべきだと思っておりますし、またご指摘のように強力をお願いを申してまいりたいというふうに思っています。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） 次の質問というか、町長のお考えをお尋ねしますが、今のいわゆる農業とか、地域、集落の問題としまして、町の単独事業のいろんな支援策の中にひっかからないと言うと変ですけども、そこまでいかない、本当の小枝の小枝と言ったら失礼かも知れませんが、小さな被災箇所がたくさん無数にあるわけです。これを事業箇所を、要するにその集落、いわゆる単位とか、一円とか、その付近とか、その行政用語、私ちょっと不勉強ですが、とにかく要は網をできるだけ広くしてあげて、そして細かな被災されている箇所をとにかく手当てしてあげて、そして地元の、個人もそうですが、地元の大体こういうのは各集落の問題です。その集落の負担が軽減するような、そういう形も考えていただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） これにつきましては、既に町民の皆さんにはお知らせをしているのですが、いわゆる公共災害で拾えないところ、4万円から40万円以下だったかな。そういうものに対しましては、50%補助したいということで皆さんにお伝えをしております。そういうことで、大体40万円以下、8万円以上40万円以下、しかしそれは総括的にこの地域でこういうような災害が総合的に発生しているのだと、これはやっぱり柔軟に対応しながら、だからこれはある程度そういうもの救済できるのだろう。おおむね救済できる制度で対応していると。またいつそういうものがありましたらご相談をいただきながら、できるだけ柔軟に対応すべきではないかとも思っていますので、そういう事例なり、実情があったら、うちのまた担当課長もおりますので上げていただいて、相談に乗らせていただきたいと思います。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） だんだん時間がないので、済みませんが、まだ1点目なので本当に申しわけないのですが、三つ目は、いわゆるその被災箇所も前回被災されたところがまたなっているということも結構あるのです、重複している。そうすると、前ここのだけけれどもという、またそのわきがやったとか、集落関係、農地関係あるいは山林もそうですが、ですからその辺は工法とか、あるいはまたいわゆる工事の補助負担率というのですか、それもちょっと上乘せするなり何なり、これはぜひとも弾力的な運用を願いたいと思っているのですが、町長どうでしょうか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 先ほどご答弁申し上げましたように、できるだけ弾力的に、さりとてやっぱりこれ制度ですので、何もかにもというわけにはまいりませんが、可能な限り、またそのことが集落なり、個人の財産ではなくて、生産に大いに寄与する、プラスになるということになってまいりますれば考えていかなければならぬというふうに思っております。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） 1点目については、これで最後になりますが、集落の再生、これは今農地なり、山林なりのことを申し上げましたが、ほかにコミュニティー関係で言えば、今回の中越沖地震は、要するに柏崎市も刈羽村さんもこの一帯、出雲崎町もそうですが、集落のコミュニティーに関するものが、いわゆる神社仏閣関係が非常な被災を受けておる、それから商店街もそうですね。これを集落再生ということで大義名分というか、集落再生、地域再生ということでメニューの中に積極的に何とか弾力的な運用という形の中で取り上げていただきたいと思いますというふうに思うのですが、どうでしょうか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） まだ具体的になっておらないわけですが、先ほど来から言及しておりますところの復興基金の中で、神社仏閣あるいは文化財的なものについても、一応ひとつ面倒見よ

うというのはおかしいですが、お力添えをしたいというような意向もあるようでございますので、ぜひこれは実現すべくまたお願いしてみたいというふうに思っています。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

もう一度言いますけれども、時間迫っていますので、以下簡潔に、有効に時間使ってください。

○7番（高橋速円） 時間がもう切れそうなので、この地震に関するものはあと数点あったのですが、これは全員協議会のときにちょっと申し述べさせていただきます。

傍聴の方もおられますので、若干ちょっとポイントだけ申し上げますと、柏崎、刈羽の原発の情報がこの町にいつごろ情報等が提供されたかというのが一つと、それから私は、実は私のところの地域の囑託員を仰せつかっておりますが、今回の地震でも、前回もそうだったですけれども、この囑託という位置づけが非常に戸惑うことがいろいろあるのです、特にこういう災害のときに。ですから、その辺についての質問。

そしてまた、なおかつ災害時のときの要援護者のいろいろな登録がありましたよね、4月に。これは民生委員の皆さんとの問題になろうかと思いますが、その辺が地域の方へどういうふうな形で、下手すると個人情報云々の問題に重なってきますので、この辺が非常に現場としてはちゅうちょするとか、どうなっているのか全くわからぬということでございますので、これは一応そういうところを全員協議会のときにちょっとお尋ねしますので、今のうちに申し上げておきます。

今度は次、2番目の問題に入ります。今後の出雲崎ということで、もう時間がないのでポイントだけ言いますけれども、前回住民懇談会の総括をやったりするのでしょうか。また、我々議会の方にも当然そのもろもろの結果が発表なされるのでしょうか。また、当然周辺の地域との検証されたことがあるのでしょうか。これについてはどうなのですかというふうなお尋ねをしたかと思えます。去る8月号ですか、広報「いずもぎき」で出ておりますが、あれは私にすれば報告は報告で、この大災害時ですから、正直言いまして町長も大変だと思うのです。だけれども、これは心を鬼にというわけではありませんが、正すところはやっぱり我々議会としては正さなくてはいけないということで、あえてお尋ねいたしますので、その辺総括をした結果がどうだったか。そして同時に、その検証結果等も披瀝していただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 私どもこの合併問題、いわゆる住民懇談会を通してのいろいろな課題についてはちょっと申し上げようかなと思って、これ申し上げますとちょっと時間もかかるのですが、うまくないでしょうか。

○議長（南波榮一） なるべく詰めて。

○町長（小林則幸） そうですか、それではちょっとお許しをいただいて、高橋議員さんから3点のご質問がございますので、私の方から、これは大事な問題ですのでちょっと申し述べさせていただきますというふうに思っています。

まず、第1点でございますが、ご承知のように去る6月19日から7月14日にわたりまして、25回以上住民懇談会を実施いたしました。今ご指摘のように、8月の広報にその概要、集約がされたものを発表しているところでございますが、出席者数は822名、発言者は173名、その他地域懇談会では今までの地域懇談会では見られなかった大変たくさんの皆さんからお集まりをいただきまして、主として合併問題、ごみの有料化等についてもご意見を承ったわけでございますが、今までにない盛況で、町民の皆さんも大変町政に大きな関心を持っておられるなど感謝を申し上げながら、心引き締めて事に当たらなければならぬということを感じをいたしております。

私は、総括と申しますと、ご承知のように平成17年4月でしたか、いわゆる町当面単独を目指すという中におきまして、行財政スリム化プログラム、これを各会場で説明を申し上げました。そのときには大変強く、合併しないで出雲崎町の将来があるのかというような強いご意見があったやに記憶をいたします。しかし、今回の合併問題に対する発言内容は、大きく変わったというふうに私は感じております。当時積極的な合併推進を叫ばれた方々も今回の発言の中では、いわゆる合併は進めなければならないが、周囲の状況を十分勘案をして慎重にやるべきだと。あるいは道州制が今課題になっておるが、それまで自立をすべきではないかというような意見、あるいは今まで合併したところ、その皆さん、今保健福祉医療から住民サービスがどのように変化をしたのか、その辺の資料、対比するものが示されるべきではないかというようなご意見がありました。

ごみ有料化につきましては、全く反対の意見はなかった、これは認めざるを得ないだろうと。その内容なりいろいろなことにつきましては若干あったわけでございますが、私はそういう面からいたしまして、非常にそれなりを感懐を持っておるわけでございます。

また、質問条項でございます、合併した周辺町村をどう検証されるのかということでございますが、合併したところの地域の福祉医療関係、あるいは住民サービスが向上したか否か、これは口上どおり、いわゆる合併することによってのよさというものが強調されておったわけでございますが、それに対する確かなる資料というものは私は持っておりませんが、灰聞いたしますと、合併してよかったという声がまず聞こえないというのは事実でございます。

しかも、今回の大地震、この中で合併をされた近隣の町村がどのような思いで対処されたか、これを私どもいろいろ聞いております。そして私は、これについてはこの席上で、私の灰聞とは言いながら申し上げることは差し控えさせていただきますし、皆さんからどういうことがあったか、これは皆さんから確かめていただいて、また判断をいただきたいというように思っておるわけでございます。

しかし、今私は合併の流れを変えつつあるというふうに申し上げたわけでございますが、それは発言内容をとらえてのことでございます。しかし、出席者も八百有余の皆さんがお集まりになった、有権者数の20%です。しかも、発言者は百七十何名ということになりますと、このものをもってすべてを結論とすべきではない。やはり私は、今後ともそういうものを踏まえながら、住民の声なき

声、これを率直に受けとめながら、あるいは具体的ないろいろな行政として責任を持って、いわゆる数字なり情報を開示しながら、なおかつ住民の総意を見きわめ、最大公約数をまとめていかなければならぬというふうに私は考えております。

さらに、一番問題は、この大地震、この小さな出雲崎町、財政がどう変化するのか、あるいは地域の発展にどのようなマイナス要因を受けるのか、それともこの地震を契機に大きく、強く立ち上がる出雲崎町というものを町民の皆さんから認識をいただくや否や、これは行政の責任であり、議会の責任でございます。それによって、合併に対する町民の考え方の中でどのようになるか。しかし、合併ではないです。この地震を契機に、小さな出雲崎町が、本当に出雲崎町ここにありと存在価値を示すべきときだと私は考えております。

さらに、この合併問題を論ずるときに、これからの、私はかつて6月議会で申し上げた、これは単に近視眼的に物を考えるべきではない。いわゆる真の行政を見きわめ、前後左右、国の流れがどうなるのか、いろいろな面を勘案して総合的に判断をすべきだということを申し上げておたわけでございますが、今さきの参議院におきましては、地方の反乱によって自民党は大敗を喫しました。間もなく23日、新しい自民党の総裁、25日組閣へと聞いておりますが、新しい内閣もスタートいたします。今福田、麻生両氏とも政策と掲げておりますことは、いわゆる中央と地方の地域格差をいかにするか、そのためには地方交付税の問題、あるいは税収の問題、いろいろの問題を考慮して軌道修正をしていかなければならないということは申し上げておるわけでございますので、これは非常にまた大きな課題だと、問題点と考えております。

さらに、かつて岩手県の知事をした増田大臣が、いわゆるこれからの町村合併、自治体を1,000にするということを自民党は公約とした。しかし、今時代は、流れからすると1,000町村ありという数字の目標は考えるべきではないと、地方には地方の実情があるのだから、それを十分勘案していくべきだと、はっきりと明言をしております。

また、去る8月7日ですが、地方制度調査会が初会合開かれました。そのときに西尾副委員長は、平成の大合併はもうこれで終止符を打つべきだと。あの方は、合併を進めておった方がもう終止符を打つべきだと、明確に発言されたことは新聞にも報道されております。

さらに、9月7日、全国の平成19年度の実質公債費比率が公表されました。皆さんも見ておられると思いますが、出雲崎町は18年度におきましては、県下で湯沢町、刈羽村、聖籠町に次いで4番目だったのですが、今回は県下で3番目に、1ランク上がりました。いわゆる財政が健全だというあかしです。魚沼市とか南魚沼市、胎内市、合併したところ大きな市町村は、いわゆる起債の許可が要る18%をほとんど超えている。なぜ超えているのか、新聞にも出ていますね、これは合併したあの花である特例債、合併したことによって逆に物すごい経費がかかってきた、だから借金は増えてくる、にっちもさっちもいかない、そう言うところちょっとおしかり受けますか、数字から申し上げますと危険なのです、そういう状況に置かれている。

そういう面からいたしまして、私はこれからはそういうことを踏まえて、9月10日、こういうことがあるから総務省は、専門家によります市町村合併の効果というのはどういうことになっているのかということ、専門家チームを立ち上げて初会合を開いたということが書いています。だから、この合併についての流れは、ゆるゆると紆余曲折を経ながら、今までの流れではないものが生まれつつあると私は思っているのです。

そして、最終的には我々執行者、議会は力を合わせて、どう対処して住民の最大幸福を確立するかと、これは私たちの責任です。そういう意味で、これからも私も自信を持ってやります、自信を持って対処していきます。皆さんにもお力添えをいただいてこれらに邁進をして、町民の皆さんの安全、安心の確保を図るという強い意思表示をしていかなければ、そうあるべきだと私は思っています。

○議長（南波榮一） 高橋議員。

○7番（高橋速円） 時計をゆっくり見たら大変オーバーしていますので、もうこれでやめます。

いろいろ申し上げたいことはありますが、またの機会にいたしますが、私は結論から先言いますと、合併が避けられないというか、せざるを得ないと、いずれは。これは時間の問題ですから、もう避けられない状況が生まれるというふうに私は見ております、私のこれは見方ですが。その間に私は、先回も申し上げましたが、避けられないのであるならば、だからそれであればその体制を戦略的につくっておかなくてはいけない。それを戦略的にとらえるためには、どうしても出雲崎というこのよさを今のうちに、いわゆる玉を磨いていかなければならない、個性を際立たせなければいけない、その施策をしなくてはいけないというふうに申し上げたものであります。

もう時間大変オーバーしたので、同僚議員に迷惑をかけますからこれでやめますけれども、そのことだけ1点最後に、その玉を磨くということについて、町長この間五カ条のご誓文等の答弁でわかったようなわからぬようなことになったので、もう一回ちょっと町長の言葉で最後の締めをしていただければと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 五カ条のご誓文は「会議を広く興し、万機公論に決すべし」、まさにその一言に尽きます。その中で、私はやはりこれからも、今高橋議員さんがおっしゃるように、この出雲崎町という、先ほども申し上げました、誇り得る宝たくさんあるのです。そのものを前面に出して、他に大きいことはすべてではない。しかし、今議員さんがおっしゃるように、合併をしないでいくということは否定してはおりません。これは、流れとしてどういう流れが出てくるか、そのものに対して住民の皆さんに全く理解と、将来展望が開けるようなあらゆる施策、あらゆる手段を講じながら、間違いなき、少なくともこれから5年、10年先へ行って、合併しても特例債、実質公債費比率高まって何もできないと、何でこんなことになる、もう最近日本全国出ていますね、そういう事例が。もう町長は、合併した懇談会ごとつるし上げられて、なぜこれが読み取れなかったとしから

れている。そういうことのないように、これは私たちの問題ではないのだ、五千有余の住民のために何をすべきか、これを考えています。これについてお互いが全力を挙げていかなければならぬ、これに尽きると思います。

○議長（南波榮一） 7番、高橋議員。

○7番（高橋速円） 終わります。

○議長（南波榮一） ご苦労さまでした。

ここでしばらく暫時休憩をいたします。

（午前10時49分）

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

（午前11時00分）

◇ 田 辺 雅 巳 君

○議長（南波榮一） 次に、4番、田辺雅巳議員。

○4番（田辺雅巳） 私は、一括質問方式で町長にお聞きしたいと思います。

貧困と格差拡大が、一部の人以上は悲鳴だらけであります。せめて本町においてはそういうことがないように、次の点について質問したいと思います。

町独自に介護保険利用料の減免制度についてであります。施設利用サービスが今受けられる状態ではありますが、町長、各執行部、議員さんの方々には減免状況の資料はお配りしてあります。低所得者への利用料軽減を私はしてはいかがでしょうかということで提案させていただきます。

まず、低所得者の独自の利用減免状況については、お手元の資料の⑱のところに書いてあります。それで、長岡市では生活困窮者利用者負担軽減事業ということで、燕市も行っております。そのほかに五泉市では、住民税非課税世帯を対象にということで、そのほかに阿賀野市、聖籠町、そういうふうに乗っております。それで利用料を軽減してはいかがでしょうかということであります。

二つ目に、利用者全員を対象とする軽減をしてはいかがですかということであります。その点については、⑲のところに資料としてお配りしてあります。加茂市では利用料を全額助成する、聖籠町では利用者負担10%から4%支給するという変更がありますが、利用者全員を対象とする軽減措置が行われております。それについて、軽減してはいかがでしょうかということであります。

3番目に、支給限度額を超えた場合の助成をしてはいかがですかということであります。⑳のところに届いております、資料がいつていると思います。聖籠町では、支給限度額を超えた分の5割を支給する、刈羽村では、2割負担でサービスが利用できるというふうな制度をしております。それで、3番目に支給限度額を超えた場合、助成をしてはいかがですかということであります。これについては、町当局にちょっと確認しましたが、条例文にはそこ書いていないのですが、一応制度

上として、超えた額については全額補助するというところで伺っております。その点多分間違いはないと思いますが、一応支給限度額を超えた場合、この助成、これはいかがですかというふうになっていますが、確認事項で一応お尋ねしたいと思います。

それと、要介護認定者に対する障害者控除についてということでもあります。この要介護申請については、12月の議会でも一応お話ししました。65歳以上で要介護認定、要介護1から5を受けている人については、年末調整、確定申告で障害者控除の対象になることがあるということであつたわけしております。この点について、県当局では福祉保健、高齢福祉課長からの周知方法について、当町にも多分来て報告されたと思いますが、調査結果については県ホームページなどに公表するとしております。これについて町長はどのように思っているのか、その点についてお伺いしたいのと、障害者控除に対する認定書を交付、送付したらよいと思いますが、いかがですかということでもあります。

それでもう一つ、最後になりますが、乳幼児医療費の助成についてであります。当町では、幼児については一応全額、一部負担になっております。年齢については小学校まで、一応無料になっておりますが、私のいうのは小学校までの幼児です。その間の一部負担金、これを全額にしたらいかがですかということでもあります。それについて、幼児医療費の一部負担金、これについて町で独自に全額補助してはいかがですかということでもあります。

以上の点についてお答えをお願いします。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 田辺議員さんのご質問にお答えいたしますが、まず第1点の町独自に介護保険利用料の減免制度についてでございますが、田辺議員さんもすべて勉強されておりますので、私が申し上げなくても大体内容知っておられますが、改めて申し上げるわけでございますが、現在町では国の特別対策による利用者負担の軽減措置、社会福祉法人等の提供とサービスの利用者負担の軽減措置、これを実施しておりまして、また町居宅介護サービス費等の特例に関する基準によりまして、病気、その他障害、災害等による所得が減少した場合の利用料減免の取り扱いを定めておるところであります。

また、田辺議員さんもお承知のとおりでございますが、介護保険制度は平成18年度から介護予防に重点を置いた制度に移行しており、町では特にパワーリハビリ器具を使用する高齢者の筋力向上トレーニング事業、大変喜ばれているようでございますし、また通所型の介護予防事業などを利用しまして、利用につきましては利用料を無料の中で実施をしておると。そして、介護予防の実績といたしましうか、効果も上がっておるというところでございます。

さらに、ご質問の減免制度につきましては、平成17年度6月議会におきまして同様のご質問をいただいておりますが、回答を申し上げますが、減免措置はございませんが、例えば町で福祉事業として実施の寝たきり老人等介護手当支給事業につきましては、介護保険の利用者を問わず、介護により月額5,000円から1万円を助成する独自の制度を設けた中で、低所

得者か否かを問わず助成をしておるものでございます。

また、支給限度額を超えた場合につきましては、町の高齢者短期入所事業によりまして、入所に要する費用の負担や利用者間の減免を行っておるところでございますが、さらなる減免制度につきましては、保険料へのはね返りあるいは今後の介護保険制度のありよう、また推移を注目、注視していく中で、その必要性を検討すべきと考えております。先ほど申し上げましたとおり、介護保険制度は介護予防重視型制度を展開しておりまして、町といたしましてもそこに重点を置いた対応を今後ともしてまいりたいというふうに考えています。

次に、2点目の要介護認定者に対する障害者控除についてでございますが、1点目につきまして、制度の周知、広報については、平成18年12月22日付で県から照会が来ております。町では広報紙等を通じ、また確定申告時に申請勧奨を、申請しなさい、いいですよというふうに指導しておる旨回答しておるところでございます。その調査結果の公表等につきましては、県の判断で行うものでありまして、特にコメントを要するものではないかと考えています。

次、2点目の認定書を交付、送付ということにつきましては、平成18年の12月議会におきまして議員さんから同様の質問があり、お答えを申し上げ、ご理解を賜っているものと認識をしておるところでございますが、今後とも町の広報紙による制度の周知を行うとともに、所得税の申告等の際に申請の相談等をお受けした中で調査確認を行い、認定書を交付、送付する予定としております。

次に、乳幼児の医療費一部負担金の全額補助につきましては、議員さんもお承知のとおりでございますが、今年度から制度の拡大を行いまして、乳児につきましては一部負担なしの全額無料、幼児につきましては中学校卒業、15歳まで対象を拡大しており、申し上げておりますように、このことは全国的に見ましてもトップクラスいつているわけですし、次のステップ等のことにつきましても今後また国、県もご指摘のようなことにつきまして、少子対策を含めていろいろと制度的な問題とか施策を検討しているようでございますので、それらの成り行き等も十分注視しながら、また町なりきの対応もしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） まず、介護保険利用料の減免制度の件なのですが、課長にも一応聞いてあるのですが、確かに国の制度として、それで運営して、町が条例決めてやっているということなのですが、独自にという形にはなっていないのです。そのために、県の資料なのですが、のっていないとかという状況でありますので、これについてどうしてもこれ町独自で、国との制度の関係ではなくて、町独自に施策を講じていただきたいということでもあります。

それと、要介護認定の方なのですが、確定申告のときにこれ申し出をしたときにするということなのですが、一応これについては介護認定されている人は、当然障害者扱いという形でもう還付受けることができるのです。それがあえて町が、普通なら還付受けていれば、当然権利あれば、当然町が発行するということが必要ではないかと思っております。ただ、あくまでも広報で知らせ、

いや、来るのを待っているのだということではなくて、もう既に渡すということが一応町の基本として必要ではないかというふうなことで、私はとりあえずお願いしたいということでもあります。

それで、乳幼児医療費については、確かに全国的にまだ周知がされていないという部分が、実施されているところが多くはありません。そうですが、私は県のところの、全県の一応資料もあるのですが、私もあえて強くは言いません。せめて小学校まで入院については無料というところまではこぎつけていますので、あえて強くは言いませんが、やっぱりせめて安心して産み、子供を育てられるように、幼児まで一部負担金、これを全額出るようにしてほしいということで、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 田辺議員さんはこういう福祉関係、ライフワークとして本当に頑張っておられるわけでございますし、またいろいろご意見も承っておりますし、その点については理解を示すものでございますし、また町としても対応できることは十分に対応していきたい。ご指摘のような問題についても、例えば要介護認定者に対する障害者控除、この辺は私今答弁申し上げましたが、窓口に来た方々にお知らせをするというのではなくて、こちらの方でピックアップしながら、やっぱりあなたのところはこうですよ、これについてはそういう有利な制度ありますよというようなことをお知らせする必要があるかなというふうにも思っています。

また、幼児の医療費等の問題につきましても、先ほど申し上げましたように、当出雲崎町一番です、県下でもトップクラスっておるのですが、それでよしとはしませんね、よしとはしません、町もそういう実情の中で、ひとつまた今後対応していきたい。

先ほどまたご質問の中で答えた、いわゆる格差問題、これらも新しい総理が誕生いたしますと、特に福田氏は、来年の4月から始まります後期高齢者の保険制度、70歳から74歳の低所得者の窓口1割負担、1割支払いが2割になるのですが、これを凍結するというようなまた政策特例も発表しておりますし、また障害者の自立支払福祉法で定められた1割の自己負担、これらも抜本的な見直しをすべきだと、大胆に政策提言をしておられます。これが実現するかどうか今後の問題ですが、少なくともそういう福祉関係については、国も大きな関心を持ち、またいわゆるお困りの方々に対する手厚い対応をしていかなければならぬという姿勢も、私は今回の総裁選挙の公約を見ながら、いよいよ本腰を上げてきたかというふうに見ております。

そのようなことでございますので、またできるだけバランス、地域の財政事情いろいろございますが、またご発言は重く受けとめながら、前向きにまた対応していくところは対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（南波榮一） 4番、田辺議員。

○4番（田辺雅巳） 最後になりますが、どうもちょっとわからないのです。まず、介護保険利用料の減免制度についてなのですが、私2度目の質問のときは、国の制度に基づいて町が独自にやって

いると、独自という意味は違うのです。国、県が実績されているのを実質的には町で条例化してやらざるを得ないというのが実情なのです。そのほかに町で独自で、さっき言ったように利用料を減らすとか、そういうふうな措置を独自にやっているのです。早く言うと、先ほど言いましたように、限度額を超えた場合町独自に全額を補償していると、これはまさしく町独自の施策だと思っているのです。それはそれでいいと。ただ、そうではなくて、低所得者の利用料軽減、利用者全員を対象とする軽減、これ町独自になっていないのです。なっていたらちょっとはっきり言ってもらいたいのですが、あるかないかということだけ、それをお願いしたいのと、もう一つは、介護認定者の障害者控除なのですが、確かにお知らせだけではほとんど利用者の方はわかりません。もしだったら介護ホームヘルパーさんとか、ケアさんの方々が訪問したときに、こういう制度がありますと書類を持ってきちんとやっばり行くなら、それでまたあります。基本的には私がさっき言ったように、認定書を直接郵送というか、郵送というのはなかなかお金かかるかもしれませんが、訪問介護さんの方から持っていってもらいなりするなり、これは基本的にはもう全員に送ると。あとはその家族の人たち、もしくは利用者の方々が、それは使おうが使うまいが、それはその判断に任せるにしても、基本的には送るということが大事ではないかと思っています。

一応最後の質問ですので、お願いしたいということでもあります。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） こういう制度に対する基本は、国のやっばりそういう補助金なりいろいろ入ってまいりますので、その中で今田辺議員さんおっしゃるように、町独自の施策というものも上乗せをするということは当然あり得ると思えますし、していかなければならない。

ただし、例えばこの上乗せにつきましても、35市町村のうち、今4市町村、それではうちのやっていることを、それではこういう方々やっているかといったらやっていないわけです。だから、総合的にやって、一つ一つの事例をとられて、これはやっていないからだめだというのではなくて、総合的に福祉なり、そういう問題に対しての町の姿勢がどうあるべきかというものが問われるということではないかと私は思うのです。一つ一つ、あれもやっているからこれもやる、あの3か町村やっているから町もやれというのではなくて、総合的にいわゆる福祉なり、そういうものに対する町の姿勢はいかにあるべきか、これに対する他町村とのバランス的に、総体的に負担するときどうあるべきかというようなご指摘をいただくならば、また検討もしてまいります。

ですから、あなたの言うの間違っているとか悪いのではないのです。前向きに考えておことは十分わかる。そういう点はそれなりに対応しながら、総合的に、よそでやっていない、出雲崎町はこういうことをやっているのですと。それをもって他の皆さんがやっているものもカバーしていくというようなこともありますから、一つそのものを見てすべてというのではなくて、「木を見て森を見ず」ではなくて、森全体を見てどうあるべきかということをご判断、またご提言、あるいはまたご質問、いろいろご意見も受けとめて、しかしおっしゃることも十分わかります。いろいろご指

摘のことにつきましても、また内部検討しながら、できるだけやっぱり出雲崎町も高齢化進んでおりますし、そういうお困りの方々に対する対応というものは先ほど来から申し上げている、きめ細やかに、財政の許す限り、そういう方々に対してはやっぱり光を当てていかなければならぬと、基本的な考え方としてはやっぱりそうあるべきだと思っています。

その認定を受けた方に対する通知なりはおっしゃるとおり、もう少しちょっと検討すべきだったというふうにも思っていますので、またよく相談しながら、ご期待に沿えるように努力してまいらなければならぬというふうに思っています。

○議長（南波榮一） 田辺議員、再質問2回やっていますので、いいですね。

○4番（田辺雅巳） はい。

◇ 田 中 元 君

○議長（南波榮一） 次に、5番、田中元議員。

○5番（田中 元） それでは、しんがりを受けまして、ちょっとやわらかいところで質問をさせていただきたいと思います。

先ほど同僚の議員が、中越沖地震についてのいろいろな質問ございました。被災された方々には、とりあえずここで改めてお見舞い申し上げます。皆さんそれぞれに少しずつの被害をこうむっていると思います。大小あれ、これからの復興が大変だと思いますが、お互いに努力していなければならないと、そう思っています。

私、根っからのスポーツ好きなものですから、いつもこういう問題で町長とやり合うことは再三再四あるわけではございますが、今回ひとつ教育委員会を通し、あるいは行政を通しながら、再度になりますけれども、中学校の野球場、それからあるいは陸上グラウンドのことについてちょっと質問させていただきます。

傍聴者の方には、簡単な3項目しか書いてありません。簡単に言えば、生涯スポーツの推進の町である今後の行政の施策。それから、中学校のグラウンドの現状をどう対処するのかということが一つと、それから整備改良して、グラウンド、野球場を再生させる施策がないのかということが、今傍聴者の方にはメモがいつていると思いますが、総合的に全体的に申し上げたいと思います。

生涯スポーツの町として、スポーツ関連の施設に十分に力を入れられておられることは承知しております。社会教育、学校教育においても、教育委員会を中心に事業施策の充実を図っておられることも十分承知はしております。しかし、当町に一つある中学校の陸上グラウンドの現状を見えます。先ほど申し上げましたように、私の質問を提出したのは9月5日なのですが、それ以前の9月の初旬の段階では、正直なところトラックのインコースのみ草が生えていなかったと。9月8日の体育祭には6コースきれいに草が取れてありました。これは大変結構なことだと思って、私感心いたしました。

それはそれといたしまして、やはり陸上グラウンドとしてやるのであれば、当然常時そういうコースがつくってあるべきだと私は思います。学校教育の中で体育指導ができるだけとは限りませんが、やはり使う大事なグラウンドに、トラックに草が生えているのではいかかなという感じがします。あれは学校当局あるいは教育委員会、それからPTAの、今父兄会と言わない、父母会というのですか、その方が一生懸命になってグラウンドを整備されて6コースとったものと私は思っております。結構なことなのですが、それはやっぱりふだんの教育活動の中では常時そうあるべきかと私は思いますが、その辺で今後どうなるのかということです。小学校と違まして、草が相当生えているわけです。小学校は整備をしまして、土の入れかえをしたために草が生えづらいような土地の状況でしょうか、割合草が生えていません。グラウンドが小さいせいもありますが、その辺があるのですが、そういうことを今度中学校のグラウンドも同じくできないのかどうか。

願わくば、私が平成18年の3月の定例会で中学校の野球場の問題取り上げました。そのときも整備改良ということの中で、町長の答弁の中では、利用できるものは利用したいが、利用できないもの、利用の価値のないものはやむを得ないのではないかという答弁もいただいていますし、最終的には議会と町民を諮って前向きに考えたいという答弁もいただいております。しかし、現状は一向にさるにあらざということなのですが、生涯スポーツ推進の町としてのシンボルとして、野球場、それから陸上グラウンド、学校行事の中学校の大事なところだと思いますが、これを再生し直すお気持ちはないか、まず伺います。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） まず、第1点ご質問がございます、グラウンドに草が生えているということの中でグラウンド整備、そういうものにもっと精を出してということですし、かつての野球場がいまだ未整備ということでございますが、平成5年も暗渠排水工事あるいはいろいろなものを工法しながら、陸上グラウンドとしての活用を図っているわけでございます。草が生えるということは、当然草が生えるということは、そのグラウンドを常時利用しないということにおいて草が生える。今生徒数聞きましたら、中学校は138名、小学校は221名、人数は多いですが、グラウンドを走る回数も、いろいろな面で自然と草が生えにくい。中学校は生徒数が少ない、しかも中学校になりますと、授業単位の問題いろいろの問題がございます。本当は私は、やっぱりスポーツ推進の町でございます。健全の身体に健全なる精神が宿る、これ基本です。だから授業、勉強も大事ですが、体力の練磨ということに若干時間も割いて、グラウンドも大いに活用してもらいたい。今そういう段階ではないのではないのでしょうか。

そういう点に対する教育長さん、あるいはまた課長がおりますが、もし何でしたらご答弁、かわってやってもらいたいと思うのですが、要するにそういう意味で、できるだけ学校、生徒のためのそういう環境づくりをしていきたい。野球場につきましても、整備をしてどうするかというようなことについても検討してまいるのですが、やっぱり相当のお金もかける、あるいはお金かけて整備

した、さてそれが全く活用されないというふうになってまいりますと、非常に投資対効果、この問題が一番大事でございますので、そういうことに関連しても学校側がどう考えているのか、生徒がどういう要望をしているのかということも勘案をして対処してもらわなければならぬというふうに思っております。

その辺については、私もちょっと聞いてみたのですが、学校側から強い余り要望もないやにお聞きしております。しかし、だから構わぬでいいのだということではないと思います。やっぱり田中議員さんおっしゃるように、できるだけ行政としても指導しながら、またそれに対応する施策というものを十分施していかなければならないのではないかとこのように思っていますので、ご理解いただきたいなと思っています。

○議長（南波榮一） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元） ごもっともなご答弁が返ってきたわけでございますけれども、正直申し上げまして、時代の変遷とともに今町長のおっしゃるように、生徒数が少なくなった、おのずとPTAのメンバーも少なくなったという現状の中でやむを得ないことかもしれません。私が古い感覚の持ち主で言うのだからわかりませんが、私どもが中学生のころあるいは小学校のころというのは、もう人数も余計でしたので、振り返りますと、中学校のときには生徒が大勢いますから、放課後の清掃の時間、全員が清掃しないわけでは、教室なんかは。今百三十数名ということになると、学校の中だけの清掃で手いっぱいかわかりません。だけれども、私どものときには、その余った生徒は全部外へ出て、グラウンドの草むしりをし、清掃時間ですよ、それで終わると今度は、旧今の出雲崎小学校ですね、旧西越中学校でした。そのころ、その中学校の土手の雑草まで抜いたものです。それだけ人間がおったということなのですが、だけれども、やはり時代が違えばそういうことやむを得ないのかもわからぬかと思いますが、今学校の状況の中で、清掃時間でそれだけのメンバーで外のこともできないという状況であれば、これはやむを得ないけれども、そういう対応の仕方もできないのか。

それと、もう一つ言いますと、町長多分体育祭のときに行っておられますからわかると思うのですが、一番残念なのは、中学校の荒れた野球場をPTAの方が草刈りをして車の駐車場になっているのです。私どもの時代には到底考えられない。グラウンドの中あるいは野球場の中、荒れているからとはいえ、その施設に車を乗り入れていいのかどうかということを私は今つくづくあのとき思いました。

それと、確かに先ほど申し上げましたように、グラウンドのコースは整然とされていました。しかし、学校でやる体育競技の中にはほかの競技もあるわけですが、残念ながら砲丸投げのサークル、それから幅跳びの砂場、それから兼用になっている走り幅跳びの砂場も荒れ放題です、全然整備されておられません。これで学校教育がなるのかどうか。その辺がちょっと私、今回運動会に行ってみて、体育祭見て初めてわかりました。

それと、これを言いますと大変失礼になるかも知れません。定期演習の消防の車を野球場の陸上グラウンドに乗り入れる、これも私は昔のことにしては考えられない状況なのですが、この辺のことについて行政としてやっぱり車の乗り入れという問題について、たとえ演習、公共のものとはいえ、その辺については町長どのお考えですか、ちょっとお聞きしたいと。もし学校教育の問題であれば、教育長の答弁でも構いません。お願いします。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） それでは、学校教育にかかわる野球場の乗り入れ、これは一番現場の教育長あるいは課長が心得ておるわけですし、またそういう施設の整備等については、私もそこまでちょっと見ておりませんので、教育長なり課長から答弁しますが、消防の大会のときには消防車の乗り入れをいたしております。確かに原則からいいますと、野球場にそういう消防車を乗り入れるというのは、全く使用目的とは相反するわけでございますが、ただし雨でも降って、その陸上競技場が、グラウンドが損傷起きるといようなことになった場合は、これは乗り入れないわけでございますが、そういうことでなく、やっぱり大会として、そういう場合によっては使用目的にないものであっても、公共的なそういう一つの訓練なり、いろいろなときには場合によっては乗り入れをさせていただいて、その後整備等はしっかりと、陸上グラウンドとして対応できるように責任を持ってやるということが大原則だと思いますので、確かに目的に沿わないという乗り入れ等については、いささかいろいろあると思いますが、またこれは町の住民の災害時なりのときに、大変なお難儀をいただく消防団の訓練なり、そういうものの中で対応いたしてまいりますので、その辺はご理解いただいて、それによってグラウンドが著しく損傷するといようなことのないように十分留意をしながら、またそういう方向の中で進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（南波榮一） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） それでは、田中議員さんの方のご指摘は、非常にグラウンドの有効活用、より適切な活用と同時に、そのグラウンドの維持管理というふうな問題かと、そのように考えます。

今のご指摘のように、3点をひとつお話しさせていただきますが、一つは、草を生えさせないというふうなことから、そういうふうな状況、そのご指摘はまことにご指摘どおりであって、常に常時やっぱり草を生えさせないということは本来建前だと、そのように考えております。そのような中で現状は、生徒数が非常に減っているというふうな現状を考えると、なかなか清掃の割り当てというふうなことになると難しいところが出てくるかなと、そういうことが一つあります。ただし、一つは、そういう勤労というふうな観点から働く、いわゆる清掃も働くということでもありますから、そういうふうな観点から生徒への指導というふうなものはいかにあったらいいかというのは再度考えていかなければならぬ問題かと、そのように考えております。

二つ目は、いわゆるグラウンドの砂場とか、走り高跳び、走り幅跳びのそういうふうな砂場の活用の状況はよくないというお話がただいまありましたが、もうほぼ使うのは学校の体育の授業で使

う、あるいは郡市大会の陸上で選手が専門に使うというような形で使用しておりますが、これについても学校からどうしても砂場をお願いしてほしいというふうな強い要望はありませんが、子供たちのためにそういうふうな環境、先ほど町長が申しましたように、子供たちのための環境づくりというのは、またこれから十分検討していかなければならぬ、それが二つ目であります。

最後に、車の乗り入れのことになります。確かにグラウンドの、いわゆる野球場の目的使用からすれば、車の乗り入れというのはなかなか問題があろうかなとは感じております。先般も校長との話の中で、今回体育祭で保護者の方が自家用車で来られる方がいっぱいであると。なかなか校庭の周りに車を置くスペースが十分とれない。そういうようなことでこれは体育祭だけではなくて、文化祭のときもそうですが、乗り入れさせている、特別に許可している。いわゆる恒常的にそこに駐車をしているものではないということは申しておきました。そういうふうな中で、今後校地のスペースを考えながら、駐車場がどのように確保できるか、それもまた学校側と話し合っていきたいと、そのように思っています。

以上、3点であります。

○議長（南波榮一） 5番、田中元議員。

○5番（田中 元） ごもっともなご答弁でございますが、ただ私が残念なのは、正直言って校庭の周り、周りの空き地が一切ふさがっていて使うのだったら、これは納得ができたのです。正直言って、体育館の裏側、野球場への上がり口のあそこの広場には一切1台も車はとまっていませんでした。この現実を考えたときにちょっとおかしいなと思ったので、今回改めて申し上げたわけでございます。ですから、その辺はこれから学校長との問題もあると思いますので、またPTAの方との問題もあると思います。確かにこういうこと言うと、面倒なこと言わないで好きなようにさせればいいと、こう言われるかもわかりませんが、私は。だけれども、やっぱりそこらは節度が必要ではないかというように考えます。

それはそれとしまして、最後に申し上げました、生涯スポーツの町としてのシンボルとして陸上競技場、それから今の野球場、再整備をするお気持ちがあるかないかということは、もう一回再度確認したいと思います。それで、何でこれを申し上げますかという、旧和島村、旧与板町、旧三島町、全部野球場は2面あるのです、町民野球場と中学校の野球グラウンド、総合グラウンドというふうになっていて2面あるのです。ですから、やはり今まで野球やっていた、同僚の山・議員も野球やりましたから、よく行って見てわかると思うのですが、結局2面あるのです。確かに出雲崎は、1面は今のこの近郷ではピカールのグラウンドです。ただ、残念ながらもう一面は何もないと。今まであって使ってはいたのですが、だんだん、だんだん使わなくなった。確かに我々やっていたものが手入れすればいいのですけれども、なかなかそこまでいかなかったということがあるようで。正直言ってバックネットはちゃんとあります、野球場は。ところが、残念なのは、バックネットは既に木が覆いかぶさって相当ひどい状況になっています。

ですから、そういうようなことも考え、生涯スポーツの町を宣言し、施設が充実している中で、されど、確かに今町長は、お金がかかるとおっしゃいました。ですが、やはり一度再整備をして、これからの時間やれるようになるような方法を、確かにお金のかかることです。それがひいては子供たちの教育の向上、あるいは町のスポーツの振興につながるものと考えていますが、その辺はいかがですか。

○議長（南波榮一） 町長。

○町長（小林則幸） 確かに生涯スポーツ推進の町を宣言したらゾーニングを定めて、1カ所にそういう施設を集中的につくりました。かつてはテニスコート、そして野球場、まずたくさんの皆さんからご利用いただいたのですが、今は閑散として、非常にお使いになる方が少なくなってきたと、まことにちょっと残念だと思うのですが、私はお金がかかるからやらないというのではなくて、大いにご利用いただく方々から頻繁に使ってもらって、注文をつけて、こういう点はこうだと、我々もう使いたいのだがこうなっている、だから整備をせよという要望が実は欲しいのです。

ただ、使わないものを使えない状態では困るのですが、使えるのだということの中で余り強い要望もない。それなりにやっていたらいいなと思って、整備もやるべきことはやっておりますが、細かいところまで目の届かないところもございます。大いに利用していただければ、例えばテニスコート、あれ物すごいお金かけているのです、若干地盤沈下いろいろお金をかけた、全く最近を使う方がない、残念なのですが、どんどん使うから、どんどんお金を入れなさい、やりなさいと、これは惜しむことはないのですが、全く使っておらないところに、使えない状況にしておきませんが、使っていただくならば使っていただくように、使ってもらって不便なところをどんどん整備をするということで、私はやっぱりそういう意味で、かつてのようなスポーツに対する何かその情熱というか、野球もそうです。かつては野球はどんどんと、野球人口があったのですが、今田中議員さんはいろいろ関係しておられますが、非常に町民野球もある程度、ちょっとどうかかと考えるところもございます。

そういうことを考えまして、極端なお金をかけないで安全を期して使っていただければ使っていただく。そこにおいて不便さが、いろいろな問題が出たときには随所対応してまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、施設があるのだから何もかにも磨きをかけて立派にして閑古鳥鳴いていたのでは、これはまた困るわけですが、例えばゲートボール場のようにどんどん使って順番来ないと。あれもお金がかかったのですが、あれはやっぱりつくってよかった、これからの高齢者の皆さんのために。大いに活用して、活用してもらえれば、またお金かけてもいいのです。それは「鶏が先か卵が先か」ということになってまいりますが、その辺もまたよく皆さんと相謀り相談をしながら、できるだけご利用いただけるようにまたひとつ啓蒙し、その上において町が対応するというように考えていきたいというふうには思っています。

○議長（南波榮一） 5番、田中元議員。

○5番(田中 元) ちょうど時間がもう少しで終わるようでございますので、最後に申し上げます。

私は、今町長のおっしゃったことは、ごもっともでよくわかるのですが、学校教育の施設というのは、利用する、しないの問題ではないと思うのです。やはりあってしかるべき施設であって、それを維持管理するのはやっぱり町の仕事だと思います。その辺でちょっと今町長と論点が合わないような気がいたします。やはり学校の施設が荒れ放題になっていて、使わないからそれでいいのだよという考え方は私はどうしても納得できません。やはり学校は、学校のためにつくった施設ですので、やっぱりある程度きちんとしておいてもらいたいというのは私は気持ちです。ということは、今社会教育で正直ソフトボール大会とか何かやっています。このときはグラウンドがないということで、野球場を2面にして使っているのです。本来はある姿ではないわけです。それがもしあそこで使えるのであれば別に使えるわけですから、そういうことも考え、やはり私はあの施設、両グラウンドについてはもう少し前向きに検討して、何かいい方法はないのかやっていただきたいと、そう思いますので、再度町長に最後のお話をお聞きしましてやめたいと思います。

○議長(南波榮一) 町長。

○町長(小林則幸) 確かに目的を持ってつくった施設ですので、それを放置するという事は、確かに基本から申し上げますと問題があるかと思っています。ただ、やっぱり現場において、こういう施設をこういうふうを活用したいのだが、もう少しこういうものを整備をしてくれという強いアピール、要望があるかという事はないわけです。だから、その辺が磨きをかけて、物すごいお金をかけてそういう施設を整備しても、まさかそこを駐車場にするわけにはまいりませんので、その辺を今の教育のかつてのそういう単位の問題とか、あるいはカリキュラムの問題等々が変わってきてまいっておりますから、その辺の現状の変化、いわゆる時代の変化というのがありますから、やっぱり時代、時代の流れの中で適切に対応していくべきだというふうに思っています。現場からこういう施設ができていいるのだから、これをもっと大いに活用していただきたいというような要望等が上がってくれば、またそれなりなのですが、グラウンドが草が生えていると、あのメイングラウンドでさえも草が生えているのですから、さてあれを整備した、さて草をどうするかということになってくるとまた大変だ。

後ろ向きな発言かも知れませんが、現実的にそういう問題も十分勘案をして、場合によっては草がぼうぼうになっているあの施設をもっと有効に他の目的に、あそこでかつての野球なんかできるわけないですから、目的外というか、そういう目的に沿わないものは新たなる発想、視点のもとでどういう整備をすべきか、どうすべきかということを検討してまいらなければならぬというふうに考えておりますので、また議員の皆さんもおられますし、よく現状を見、また教育委員会とよくまた連携をとりながら対応をしてまいらるべきではないかなというふうに思っています。

○議長(南波榮一) これで一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

(午前 11 時 46 分)

○議長（南波榮一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 50 分)

-
- ◎議案第 77 号 平成 19 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 6 号）について
 - 議案第 78 号 平成 19 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
について
 - 議案第 79 号 平成 19 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
について
 - 議案第 80 号 平成 19 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
について

○議長（南波榮一） 日程第 2、議案第 77 号 平成 19 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 6 号）について、日程第 3、議案第 78 号 平成 19 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 4、議案第 79 号 平成 19 年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 5、議案第 80 号 平成 19 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、以上議案 4 件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第 77 号から議案第 80 号につきまして、一括ご説明を申し上げます。

最初に、議案第 77 号の一般会計から説明を申し上げます。今回の補正予算は、中越沖地震による被害箇所での国の災害査定が進んできたことにより、復旧事業費が確定してまいりましたので、次の段階の工事発注に向けたものが主な補正内容となっております。また、歳出補正の各款にわたりまして中越沖地震での罹災調査、証明書発行、生活支援相談、災害査定、工事発注による職員の時間外勤務手当分として職員手当の追加、また災害復旧事務費への賃金、給与関係費の組み替えの人件費を各款に計上しております。

それでは、歳出のうち主な補正内容といたしまして、2 款総務費、1 項総務管理費で、地震での役場裏のり面の崩落により追加の用地が必要となっておりますが、現段階では買収が難しいため、借地で予算計上しております。

6 款農林水産業費では集落排水施設、8 款土木費では下水道施設の災害復旧事業への特別会計繰出金を計上いたしました。

14 款災害復旧費、第 1 項公共土木施設関係の道路、河川の復旧関係費を計上いたしました。

2項農林水産施設関係におきましては、農業用施設、農地災害復旧分、また、町単独の農業用施設、農地災害復旧の補助金を、林業施設におきましても林道の補助、町単独の災害復旧事業費を計上いたしました。

5項その他公共公用施設関係におきましては、総務費で説明した役場庁舎裏の復旧工事に係る復旧関係費を計上いたしました。

歳入につきましては、歳出補正の財源として分担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、町債を計上いたしました。

これによりまして、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3億6,794万7,000円を追加しまして、予算総額を42億3,349万2,000円といたしました。

次に、議案第78号についてご説明を申し上げます。このたびの補正予算は、歳出では1款総務費、3節で災害復旧用務に係る職員手当を追加し、3款水道施設費、15節では農業集落排水並びに公共下水道の管路災害復旧に伴う水道管移設工事費を計上いたしました。

6款災害復旧費では、7節に漏水調査の賃金を追加し、13節には神条地内の浄水施設の災害復旧申請のための測量設計業務委託料を新たに計上しました。また、これに要する歳入財源として6款の前年度繰越金と7款の町補償工事費をそれぞれ計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額9,701万5,000円を追加し、予算総額を2億8,696万6,000円とするものであります。

次に、議案第79号につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、地震災害の復旧に要する費用として農業集落排水管路工事請負費、水道管移設補償料、事務経費などを計上いたしました。また、これに要する歳入財源として国庫補助金、県補助金、一般会計繰入金並びに町債を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額4億1,237万5,000円を追加し、予算総額を6億1,450万円とするものであります。

終わりに、議案第80号につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、地震災害の復旧に要する費用として下水道管路工事費、水道管移設補償料、事務費などを計上しました。また、これに要する歳入財源として国庫負担金、一般会計繰入金並びに町債を計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額2億9,252万9,000円を追加し、予算総額を6億5,000万円とするものであります。

以上、一般会計並びに3特別会計の補正予算につきましてその概要をご説明申し上げますが、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（南波榮一） 補足説明がありましたら、順次これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計補正予算（第6号）の補足説明をさせていただきます。

歳出、244ページをお願いいたします。総務費の総務管理費の工事に伴います役場敷地借地料でございます。この建物のこちら側で落ちている部分の工事費、災害復旧費に計上してございますが、現在用地を求めようとする相手先がまだ相続が済んでいないため、ちょっと売買というふうな形にすぐには入れないもので、当分相続が終わるまで借地というふうなことで地権者の方とお話をさせてもらっているというふうなことでございます。

あと、以下人件費関係は町長の説明のとおりでございまして、各款に計上してございます。

それで、249ページをお願いいたします。災害復旧費でございます。そこからが今回の主なものでございますが、次の250ページ関係、特に公共土木関係で工事をのせてございますが、工事請負費の中で250ページの中ほどの工事請負費、道路災害でございますが、補助分につきましては72件というふうなことでございまして、あと補助の対象から漏れるものもあるということで単独分ものせてございます。河川につきましては、3カ所というふうなことでございます。

農林水産業施設災害復旧費、251ページにつきましては、中ほどの工事請負費、農業用施設災害復旧工事費追加というふうなことで、11カ所というふうなことで追加してございます。

また、町単独農業用施設災害復旧事業補助金、これにつきましては40カ所の計上でございます。

一番下の農地災害復旧工事費減、これは1カ所ですが、工事費が減額になったというふうなものでございます。

続きまして、252ページ、町単農地災害復旧事業費補助金、これは20件を計上してございます。

あと、林道施設関係の補助分が10件、単独分が5件というふうなことでございます。

それと、最後になります。公共用施設等災害復旧費というふうなことで、役場裏の脇の消防分遣所との陥没した部分の復旧でございます。今回議会の資料というふうなことで一応復旧用の図面を添付してございますが、せっかく復旧するというふうなことで、ちょっと駐車場も手狭かなというふうなことで、用地のほうを今の予定ですと1,200平米ぐらいなのですが、用地買収させていただきまして、駐車場のほうもちょっと10台分ぐらい追加でとまるような形で何とかできないものかなというふうなことで考えております。また、あわせて電柱部分がありますので、電柱の位置も当初からちょっと変更いたしまして、役場の脇側のほうにちょっと電柱を持ってくるような形で乗り入れのほう、駐車場の拡大部分のほうに車が入りやすいような形でちょっと変更していきたいというふうなことで考えております。工事費につきましては、3,000万円というちょっと大きな工事費になりますが、高さが何せあるものでして、ちょっと土を大分動かすような工事になるのではないかなというふうなことで考えております。

歳入のほうで241ページに戻っていただきまして、歳入関係につきましては国庫支出金、県支出金というふうなことで、以下歳入のせてございますが、実際本町につきましては局地激甚の指定を受けておりますので、歳入の国庫補助の割合が今後高くなりますが、現時点では補助率増嵩の手続はまだしておりませんので、やはり大分たってから補助率増嵩というふうなことになってまいりますので、

補助率につきましては、今回の部分につきましては通常の補助率というふうなことでのせてございまして、そのすき間に町債を充てているというふうなことでございます。最終的には補助率が上がれば当然起債のほうが減ってくるというふうなことで、またそのときは組み替えをさせていただくというふうなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以下、関係いたしますもので町債がございまして、238ページに地方債の補正の表、第2表、また最後のほうになります、給与費のほうで増減ございまして、給与費明細書、最後に地方債の調書というふうなことで載せてございまして、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（南波榮一） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第78号 簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

歳出、235ページをご覧ください。3款水道施設費の15節配水管移設工事でございますが、農業集落の災害復旧に伴う水道管の移設費といたしまして、1,830メートル分の移設を見込んでおります。同じく公共下水道分に伴う水道管の移設としまして、延長で1,696メートル分に対する工事費を計上いたしました。

次のページ、6款災害復旧費の13節でございますが、神条地内の浄水場が地震で液状化をいたしまして、ろ過装置と建屋が傾斜しております。この復旧工事を災害申請するための委託料を計上させていただきました。

歳入につきましては、234ページに記載のとおりでございます。

なお、237ページ以降に職員手当の補正に伴う給与費明細書がございまして、ご覧いただきたいと思ひます。

続きまして、議案第79号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。まず、歳出、245ページをご覧ください。1款総務費の2節から4節の人件費関係は、災害復旧事業の事務費に充てるため、職員6カ月分を一般会計の土木費から組み替えて計上いたしました。

5款災害復旧費の4節から12節につきましても、補助の事務費に充てるためのものでございます。15節では、地震により被災した下水管路3,921メートルの復旧工事費、それから22節ではこの工事のための水道管の移設1,830メートル分の補償料を計上いたしました。

次に、歳入でございますけれども、243ページ、244ページの説明欄に記載のとおりでございます。

また、241ページの第2表、地方債補正でございますが、農業集落排水施設災害復旧債を1億8,400万円追加させていただくことにより、補正後の限度額が1億8,700万円となります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

また、同じく247ページ以降に人件費の補正に伴う給与費明細がございまして、ご覧いただきたいと思ひます。

最後に、議案第80号 下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明させていただきます。歳出、256ページをご覧ください。1款総務費の2節から4節の人件費関係は、災害の事務費に充てるために職員を3カ月分一般会計の土木費から組み替えをしております。それから、27節は消費税の納入額に不足が生じたために追加をさせていただくものでございます。

5款災害復旧費の4節から12節につきましても、事務費に充てるものでございます。15節では、被災をいたしました下水道管路2,560メートルの復旧工事費、それから22節では水道管1,696メートルの移設の補償料をそれぞれ計上いたしました。

次に、歳入でございますけれども、255ページの説明欄の記載のとおりでございます。

また、253ページの第2表、地方債補正でございますが、公共下水道施設災害復旧債を1億1,440万円追加させていただくことにより、補正後の限度額が1億1,700万円になります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございません。

また、人件費の補正に伴う給与費明細書が258ページ以降にございますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（南波榮一） ただいま議題となっております議案第77号から議案第80号まで議案4件は、予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承ください。

◎散会の宣告

○議長（南波榮一） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 0時05分）

第 3 号

(9 月 21 日)

平成19年第6回（9月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

平成19年9月21日（金曜日）午前9時30分開議

- 第 1 発議第 6号 新潟県中越沖地震災害からの復興に向けた支援に関する意見書について
- 第 2 議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について
- 第 3 議案第64号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第65号 平成18年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 議案第66号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 議案第67号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 議案第68号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 議案第69号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第70号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 議案第71号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 議案第72号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第12 議案第73号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 議案第74号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
- 第14 議案第75号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第76号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第16 議案第77号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
- 第17 議案第78号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 第18 議案第79号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第19 議案第80号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第20 議員派遣の件
- 第21 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	田中政孝
3番	中川正弘	4番	田辺雅巳
5番	田中元	6番	中野勝正
7番	高橋速円	8番	日山正雄
9番	山崎信義	10番	南波榮一

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	佐藤信男
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和
代表監査委員	志田忠護

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	河野照郎
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（南波榮一） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（南波榮一） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしく願いいたします。

◎発議第6号 新潟県中越沖地震災害からの復興に向けた支援に関する意見書について

○議長（南波榮一） 日程第1、発議第6号 新潟県中越沖地震災害からの復興に向けた支援に関する意見書について議題とします。

提出者の説明を求めます。

震災復興対策特別委員長、田中政孝議員。

○震災復興対策特別委員長（田中政孝） ただいま上程されました新潟県中越沖地震災害からの復興に向けた支援に関する意見書につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

去る7月16日に発生した新潟県中越沖地震は、当町にも甚大な被害をもたらし、住民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしています。特に今回の地震では個人の住宅や宅地の被害が多く発生しました。高齢化率がとりわけ高い当町においては、自力での復旧、復興が困難な被災者も多く、今までどおり住みなれた地域で安心して暮らしていくために被災者個人の住宅に対する再建支援が極めて重要となっています。また、地元中小企業は経営基盤が弱く、被災をきっかけに廃業に追い込まれる懸念もあることから、個人商店を含めた中小企業に対する総合的な支援が急務となっています。

よって、国会並びに政府に新潟県中越沖地震の早期復興に向け早急に特段の措置を講じていただくよう強く要望するものでございます。

皆様のお手元に配付してあるとおり、6項目につきまして特に強く要望し、意見書を提出するものでございます。

あて先におきましても、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、防災担当大臣、経済財政政策担当大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣あてに送付するものでございます。

慎重ご審議のほどご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（南波榮一） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決します。

この採決は簡易採決としたいと思います。

発議第6号は原案に賛成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について

○議長（南波榮一） 日程第2、議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更について議題とします。

ただいま議題としました議案第63号は、総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、中川正弘議員。

○総務文教常任委員長（中川正弘） 総務文教常任委員長報告いたします。

去る9月13日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました議案1件の審査のため、本会議終了後、議員控室に委員全員が出席し、説明員の出席を得て委員会を開催しました。

委員会における審査結果については、別紙のとおりですが、その審査経過について報告いたします。

議案第63号 出雲崎町過疎地域自立促進計画（後期）の変更については、これは久田の下水道最終処分場の耐震性を調査する下水道地震対策緊急整備計画策定を自立促進市町村計画の生活環境整備に追加するものです。既に3月の平成19年度当初予算で予算は議決されております。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は簡易採決といたします。

議案第63号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第64号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（南波榮一） 日程第3、議案第64号 出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例及び出雲崎町すくすく子育て支援幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題とします。

ただいま議題としました議案第64号は、社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、中野勝正議員。

○社会産業常任委員長（中野勝正） 社会産業常任委員長報告いたします。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託された議案1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、9月13日午前11時10分から応接室にて説明員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

議案第64号については、第1条関係（出雲崎町すくすく子育て支援乳児の医療費助成に関する条例の一部改正）については、第2条関係（出雲崎町すくすく子育て支援乳児等の医療費助成に関する条例の一部改正）については、審査の過程において述べられた意見は、国の公費負担医療制度により文言が変わるだけで、その内容については今までと同じということなので、異議がないということで、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で社会産業常任委員長報告を終わります。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は簡易採決で行います。

議案第64号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第65号 平成18年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

議案第68号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第69号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第70号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第71号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第72号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第73号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（南波榮一） 日程第4、議案第65号 平成18年度出雲崎町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第66号 平成18年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第67号 平成18年度出雲崎町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第68号 平成18年度出雲崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第69号 平成18年度出雲崎町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、議案第70号 平成18年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定につ

いて、日程第10、議案第71号 平成18年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第72号 平成18年度出雲崎町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第73号 平成18年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上議案9件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案9件は、決算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、日山正雄議員。

○決算審査特別委員長（日山正雄） 決算審査特別委員長報告をいたします。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第65号から議案第73号まで、議案9件について審査を終了しましたので、その経過と結果について報告します。

審査は、9月14日午前9時半から、小林町長以下説明員の出席を求め開催しました。まず、本委員会に総務文教分科会と社会産業分科会の2つの分科会を設置し、それぞれの分科会に主査を置き、歳入歳出決算を一体として審査をいたしました。審査に当たりましては、決算書などに基づき説明員から説明を受けるとともに、監査委員の意見を参考に、予算が関係法令に沿って適正かつ効率的に執行されたかどうか、施策や事業が目的どおり実施され、どの程度町民サービスや福祉の向上が図られたかなどの視点から、各般にわたり慎重に行いました。以下、審査の過程で述べられた主な意見について報告します。

町税の徴収率向上について、徴収努力は認められるが、公平負担の観点からさらなる努力が必要である。各種団体、協議会などに対する負担金及び補助金の使途についても広く情報を開示していく必要があるのではないかと。地方公共団体財政健全化法の施行により、4つの財政指標が公表されることから、特別会計の財政状況についても十分留意してもらいたいなどであります。

以上のような経過を踏まえ、採決した結果、議案第65号から議案第73号までの議案9件について、これを認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算審査特別委員長の報告といたします。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号から議案第73号まで、決算審査特別委員長報告9件を採決します。

初めに、議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第65号に対する委員長の報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第65号は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第66号から議案第73号まで、議案8件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第66号から議案第73号まで、議案8件に対する委員長の報告はいずれも認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第66号から議案第73号まで議案8件は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-
- ◎議案第74号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について
 - 議案第75号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第76号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第77号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
 - 議案第78号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
 - 議案第79号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第80号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（南波榮一） 日程第13、議案第74号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第5号）について、日程第14、議案第75号 平成19年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第76号 平成19年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第16、議案第77号 平成19年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について、日程第17、議案第78号 平成19年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第18、議案第79号 平成19年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第19、議案第80号 平成19年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、以

上議案7件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案7件は、予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、中川正弘議員。

○予算審査特別委員長（中川正弘） 予算審査特別委員長報告をいたします。

去る、9月13日の本会議において付託されました議案3件、19日の本会議において付託されました議案4件の審査のため、9月19日午後1時30分から本会議場に委員全員が出席し、説明員に町長以下執行部全員の出席を得て委員会を開催しました。

委員会における審査結果については、別紙報告書のとおりですが、その審査経過について報告します。

議案第74号については、去る7月の中越沖地震による災害復旧に集中するために、祭り事業などを中止することによる減額や地震被害による修繕費の追加が主なものです。

審査後、採決を行い、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第75号、議案第76号については、精算により過年度分の国庫支出金などを返還するものです。

慎重審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第77号については、14款の災害復旧費が主なもので、再査定はあるのか、確認し、これが最後の査定になるとの認識のもと質疑がありました。

慎重審査の結果、一般会計補正予算については全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第78号、第79号、第80号については、合併浄化槽の補修に対し、前回の中越大震災と今回の災害による復旧方法の違いについて質疑がありました。

慎重審査の結果、特別会計3議案ともそれぞれ全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、予算審査特別委員長報告を終わります。

○議長（南波榮一） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号から議案第80号まで、予算審査特別委員長報告7件を採決します。

初めに、議案第74号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第74号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号及び議案第76号の議案2件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第75号及び議案第76号、議案2件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第75号及び議案第76号の議案2件は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第77号に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号から議案第80号まで、議案3件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第78号から議案第80号まで、議案3件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（南波榮一） 起立全員です。

したがって、議案第78号から議案第80号まで議案3件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（南波榮一） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第120条の規定により、お手元に配付しましたとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（南波榮一） 日程第21、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（南波榮一） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（南波榮一） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年第6回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時53分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

出雲崎町議会議長 南 波 榮 一

署名議員 中 野 勝 正

署名議員 高 橋 速 円